

東京都水道局 震災等応急対策計画

平成18年6月
(平成21年3月改定)
(平成22年3月改定)
(平成23年5月改定)
(平成25年3月改定)
(平成27年3月改定)
(平成28年1月改定)
(平成28年4月改定)
(平成29年1月改定)
(平成30年1月改定)
(平成31年1月改定)
(令和2年3月改定)
(令和3年1月改定)
(令和4年3月改定)
(令和5年3月改定)
(令和6年2月改定)
(令和7年3月改定)

東京都水道局

目 次

第 1 部 総 論

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的等

1	計画の目的	3
2	計画の性格	3
3	計画の前提	3

第 2 節 応急対策の基本方針

1	基本的な方向性	4
2	活動方針	4
3	職員の活動態勢	5
4	政策連携団体との協力態勢の確保	5
5	復旧活動に従事する民間事業者の確保	6
6	復旧用配管材料の確保	6
7	職員住宅入居者の活用	6
8	退職者災害時支援協力員の活用	6

第 3 節 計画の体系

1	標準活動指針の作成	7
2	行動マニュアルの作成	7

第 4 節 その他

1	計画の改定	8
2	計画の習熟	8

第 2 章 応急対策の活動態勢

第 1 節 給水対策本部の組織・運営

1	本部の設置等	10
2	本部の組織	12
3	本部各部、各班等の業務	14
4	給水対策本部会議と応急対策会議	17

第 2 節 職員等の活動態勢

1	勤務時間中における活動態勢	19
2	指揮者の代替要員	19
3	気象警報等発令時の活動態勢	19
4	夜間、休日等における初動態勢	19
5	夜間、休日等における活動態勢	23
6	態勢の引き上げ、縮小及び解除	25

7	職員の再配置	26
8	勤務ローテーション	26
9	二次災害の防止	28
10	退職者災害時支援協力員の態勢及び活動	28
11	職員・職場の日常からの備え	28
12	職員の被災状況確認について	28
第3節	庁舎の被害対応	
1	庁舎等危険度診断	29
2	庁舎が使用不能となった場合の対応	30
3	庁舎・通信被害状況の震災情報システムへの入力	30
4	都庁舎の停電対応	30
第4節	東京都災害対策本部等との連絡調整	31
第5節	他水道事業体、他団体、ボランティア等との連携・協働	
1	委託契約による協力態勢	32
2	他水道事業体等との協力態勢	32
3	その他の協力態勢	34

第2部 応急対策の活動内容

第3章 総合統括部の活動（本部各班・応急対策部所等の情報連絡担当含む。）

1	情報連絡体制	37
2	情報連絡の手段	38
3	活動内容	38

第4章 指揮調整部の活動

第1節 応急復旧担当の活動

1	活動内容の概要	44
2	浄水施設復旧班の活動	45
3	配水施設復旧班の活動	45
4	大規模施設復旧班の活動	46
5	関係応急対策部所の活動	47

第2節 応急給水担当の活動

1	応急給水の方法	48
2	応急給水班等の業務内容	48
3	応急給水活動	49

第3節 多摩対策担当の活動

1	多摩対策担当の活動態勢	55
2	活動内容	55
3	応急対策に係る調整	57

第5章 後方支援部の活動（本部各班・応急対策部所等の庶務担当含む。）

1	後方支援担当の活動	59
2	本部各班及び応急対策部所の庶務担当の活動	59

第3部 発災後の主な応急対策活動

- 1 局業務の区分 6 1
- 2 発災後の主な応急対策活動 6 1
- 3 発災後の必要人員 8 4

(補論1) 「南海トラフ地震臨時情報」と主な対応

- 第1章 「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」
（平成29年9月）を受けた対応について
 - 1 「南海トラフ地震臨時情報」が公表された場合の対応 8 6
 - 2 当局の活動 8 6
- 第2章 対策活動
 - 1 給水対策本部の設置 8 7
 - 2 職員の活動態勢 8 7
- 第3章 活動内容
 - 1 情報連絡活動 8 8
 - 2 平常給水の維持 8 8
 - 3 保安点検措置 8 8
 - 4 応急給水活動の準備 8 8
 - 5 応急対策支援活動の準備 8 9

(補論2) 「東京水道災害救援隊」の派遣

- 第1章 救援要請から派遣までの流れ
 - 1 要請受理の流れ 9 1
 - 2 救援派遣の決定 9 2
 - 3 当局の被害確認（東京都内においても地震が発生した場合） 9 2
 - 4 救援態勢の準備 9 2
- 第2章 東京水道災害救援隊の概要
 - 1 東京水道災害救援隊の設置目的 9 3
 - 2 先遣調整隊 9 3
 - 3 応急給水・応急復旧隊 9 5
 - 4 「登録制」の概要 9 7
 - 5 「当番制」の概要 9 8
 - 6 工事業者との連携 9 9
 - 7 中継水道事業体の活用 9 9
 - 8 大規模災害発生時における当局施設の中継地としての提供 9 9
 - 9 後方支援部隊の派遣検討及び実施 9 9

＜ 凡 例 ＞

この計画において、次の略称を用いる場合（用いない場合もある。）のそれぞれの略称の定義は、次のとおりである。

本局各部 東京都水道局分課規程（昭和 27 年東京都水道局管理規程第 5 号。以下「分課規程」という。）第 1 条第 1 項に規定する部をいう。

事業機関 分課規程第 5 条に規定する事業機関（多摩水道改革推進本部を除く。）をいう。

部署 本局各部、多摩水道改革推進本部及び事業所をいう。

本部 給水対策本部をいう。

都本部 東京都災害対策本部をいう。

本部会議 給水対策本部の会議をいう。

本部各部 給水対策本部総合統括部、指揮調整部及び後方支援部をいう。

本部各部等 本部各部及び応急対策部所をいう。

本部各班 給水対策本部総合統括部総務・広報班及び情報班、給水対策本部指揮調整部応急給水班、浄水施設復旧班、配水施設復旧班、大規模施設復旧班、多摩調整班及び多摩大規模施設復旧班並びに後方支援部職員支援班、調達班をいう。

第 1 部 総 論

第 1 章 計画の方針

第 2 章 応急対策の活動態勢

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的等

第2節 応急対策の基本方針

第3節 計画の体系

第4節 その他

この章の内容

この章では、地震災害や風水害等により水道施設に被害が生じた場合に局が行う震災等応急対策の基本方針を定める。

第1節 計画の目的等

この計画は、地震災害や風水害等により平常給水に影響がある場合に、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図ることを目的として、局における震災応急対策の基本方針を定めたものである。

＜この節の内容＞

- 1 計画の目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の前提

1 計画の目的

この計画は、地震や豪雨等の発生により水道施設に被害が生じ、平常給水が不可能になった場合に応急対策諸活動を迅速・的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図ることを目的とする。

2 計画の性格

東京都（以下「都」という。）では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、東京都地域防災計画（震災編、風水害編、火山編等）（以下「地域防災計画」という。）を策定している。地域防災計画は、都の地域における震災対策等に関する総合的かつ基本的な事項を定めており、水道局（以下「局」という。）の処理すべき事務として、「水道施設の保全に関すること」及び「応急給水に関すること」が掲げられている。

これらの内容を踏まえ、局における震災等応急対策の基本方針を定めたものが、この東京都水道局震災等応急対策計画である。

3 計画の前提

この計画は、大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月中央防災会議）、東京都地域防災計画（令和5年修正）及び首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月東京都防災会議）（以下「被害想定」という。「資料編」を参照）を前提とする。

第2節 応急対策の基本方針

地震災害や風水害等により平常給水に影響がある場合は、効果的な応急対策を行う必要がある。このため、応急対策の諸活動について、機動性及び実効性を重視した態勢を整備する。

＜この節の内容＞

- 1 基本的な方向性
- 2 活動方針
- 3 職員の活動態勢
- 4 政策連携団体との協力態勢の確保
- 5 復旧活動に従事する民間事業者の確保
- 6 復旧用配管材料の確保
- 7 職員住宅入居者の活用
- 8 退職者災害時支援協力員の活用

1 基本的な方向性

地震や豪雨等による災害の発生（以下「発災」という。）時における応急対策を効果的に行い、もってこの計画の目的を実現するため、職員の活動態勢、政策連携団体との協力態勢、復旧活動に従事する民間事業者及び復旧用材料の確保等について、機動性及び実効性を重視した体制を整備する。

2 活動方針

（1）給水対策本部の設置

地震や豪雨等の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、第2章第1節に示す一定の要件に該当する場合は、局内に局長を長とする給水対策本部（以下「本部」という。）を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

（2）情報室の立ち上げ及び情報連絡活動の開始

本部の設置が必要な状況下においては、直ちに情報室を立ち上げ、情報連絡活動を開始する。

また、復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

（3）復旧活動

次の方針に留意して復旧計画や復旧方針を作成する。

ア 首都中枢機関及び災害拠点病院等の重要施設（以下「首都中枢機関等」という。）への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。

イ 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。

ウ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重大な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。

エ アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

(4) 都市復興について

「東京都震災復興マニュアル」では、都市復興を「旧状の水準を超えた新しい価値や質が付加された都市空間を生み出すための措置を講じること」とし、具体的には施設や共同溝の整備などを示している。一方、都市復旧は「ほぼ従前の状態に回復すること」としている。

都は、震災後1週間程度で都震災復興本部を立ち上げ、2週間以内に都市復興基本方針を策定することとしている。復旧活動に当たっては、こうした方針等を見定めて、手戻りが生じないよう調整する。

(5) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区市町との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

なお、医療施設等の断水が発生した場合は、人命に関わることから、給水車による医療施設等への応急給水を最優先とする。

(6) 広報活動

東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）や区市町等と連携しながら、被害、復旧応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

3 職員の活動態勢

(1) 勤務時間内における活動態勢

給水対策本部長（以下「本部長」という。）が発令する活動態勢をとり、職員は、所属において応急対策活動に従事する。

後述する参集免除の職員以外で、休暇取得等により所属を不在にしている職員の参集については、夜間、休日等における活動態勢に準じるものとする。

なお、勤務時間内とは、原則、午前8時30分から午後5時15分までの時間とする。

(2) 夜間、休日等における活動態勢

職員は、地震の震度又は本部長の発令に応じて参集し、各々の応急対策活動に従事する。

なお、地震以外の災害においても、本部長の発令に基づいた活動態勢をとることがある。

（注）参集を判断する震度は、東京都内（島しょ部を除く。）で最大のものとする。

（注）被害が甚大である場合、震度にかかわらず参集を指示する場合がある。

4 政策連携団体との協力態勢の確保

政策連携団体（東京水道株式会社）との協定等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保し、東京水道グループとして、迅速かつ円滑に応急対策活動を行うものとする。

両者が活動を行うに当たり、作業内容の連絡・指示は、局から東京水道株式会社（各活動の責任者）に対して行うことを基本とするが、次に掲げる場合で、所定の応急対策業務が必要であると想定される場合に限り、東京水道株式会社の社員に対して直接指示を出すことができる（災害等発生時における業務の協力に関する協定第6条）。

(1) 直接指示を行うことのできる場合

ア 住民、業務従事者等の生命、身体及び財産に対して重大な損害を及ぼすおそれのある場合

イ 安定給水に重大な支障の生じることが想定される場合

(2) 直接指示を行うことのできる業務内容

- ア 施設又は管路の被害状況調査：施設又は管路の被害が甚大であることが想定され、早急に被害の概要を把握する必要のある場合における当該調査
- イ 漏水の発生状況調査：漏水により、多数の箇所または広域に断水等が発生していることが想定される場合における当該調査
- ウ 施設又は管路に係る応急措置：施設又は管路の被害状況を踏まえ、広域的な濁水発生など早急に被害の拡大を抑制するための応急措置（弁閉止作業や排水作業等）を講じる必要のある場合における当該措置
- エ 応急給水に係る措置：広域的な断水や濁水等の発生により、早急に応急給水を行う必要がある場合における当該措置
- オ 上記以外の緊急対応を要する業務：大規模な被害の発生が想定され、早急に被害の拡大を抑制するための応急措置を講じる必要のある場合における当該業務

5 復旧活動に従事する民間事業者の確保

復旧活動に従事する民間事業者（以下「復旧従事業者」という）について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式(技術力等審査方式)を採用することにより、復旧従事業者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。

6 復旧用配管材料の確保

- (1) 復旧活動に必要な配管材料については、迅速・確実に確保する観点から、局が保有又は調達し、復旧従事業者に支給する支給材方式とする。
- (2) 首都中枢機関等への供給に関わる路線の復旧に係る配管材料は、全て局が保有する。
また、それ以外の路線の復旧に係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料は、局が保有する。
- (3) 局が保有する材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給体制を確保する。
- (4) 復旧活動に必要な配管材料のうち、発災後おおむね10日以降に必要な材料は、速やかに局が調達する。

7 職員住宅入居者の活用

夜間、休日等における応急対策活動について、職員住宅入居者の活用を図る（P21参照）。

8 退職者災害時支援協力員の活用

応急給水活動の支援及び局の水道施設被害の情報収集活動について、東京都水道局退職者災害時支援協力員への登録をした退職者の活用を図る。

第3節 計画の体系

この計画は、震災等応急対策の基本方針を定めるものであり、計画の内容をより具体的・実務的なものとするため、本部各班は、所管する業務について「標準活動指針」を整備する。

また、各部署は、この計画及び標準活動指針を踏まえ、「行動マニュアル」を整備する。

<この節の内容>

- 1 標準活動指針の作成
- 2 行動マニュアルの作成

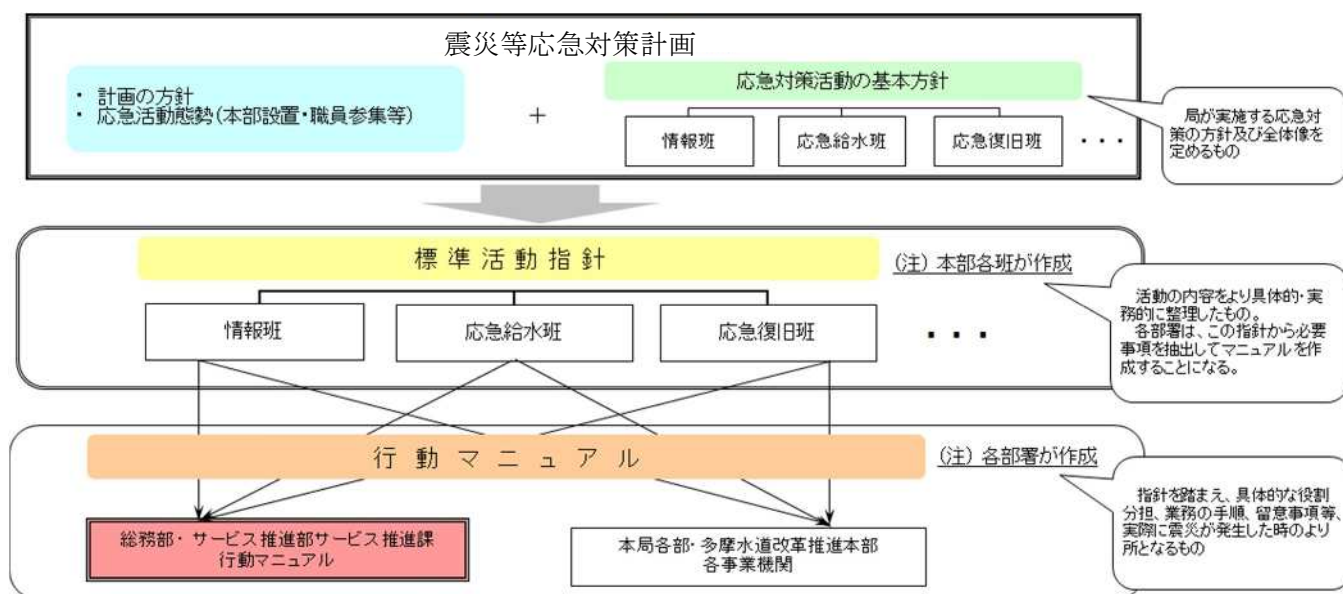
1 標準活動指針の作成

本部各班は、この計画に定める応急対策活動の内容をより具体的・実務的なものとするため、所管する業務について、「標準活動指針」を整備するものとする。

2 行動マニュアルの作成

各部署は、この計画及び標準活動指針に定める内容を踏まえ、具体的な役割分担、業務の手順、留意事項等を記載した「行動マニュアル」を整備するものとする。

< 計画体系のイメージ >



第4節 その他

この計画の内容については、適宜検証を行い、必要に応じて修正等を行う。

また、各部署は、研修、訓練等を通じて、この計画の習熟及び地震災害や風水害等への対応能力の向上に努める。

＜この節の内容＞

- 1 計画の改定
- 2 計画の習熟

1 計画の改定

この計画の内容は、組織改正や執行体制の変更、関係する他の計画（地域防災計画等）の改定などに合わせて適宜検証を行い、必要に応じて修正する。

また、標準活動指針及び行動マニュアルについても、必要に応じ、本部各班又は各部署において修正する。

2 計画の習熟

各部署は、日頃から地震防災等に関する調査・研究を行うとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な研修、訓練等を通じて、職員のこの計画の習熟及び地震災害や風水害対応等への対応能力の向上に努める。

（1）研 修

毎年度策定する研修計画、標準活動指針及び行動マニュアルに基づき、各部署は適時適切に震災等応急対策の研修を実施する。

（2）訓 練

毎年度策定する東京都水道局危機対応力強化計画に基づき、的確に訓練を実施する。

第2章 応急対策の活動態勢

第1節 給水対策本部の組織・運営

第2節 職員の活動態勢

第3節 庁舎の被害対応

第4節 東京都災害対策本部等との連絡調整

第5節 他水道事業体、他団体、ボランティア等との連携・協働

この章の内容

この章では、本部を設置し、職員参集を発令するなど、発災時に局がとる応急対策活動態勢について定める。

第1節 給水対策本部の組織・運営

大規模な地震等においては、平常の組織体制では応急対策の諸活動を適時適切に遂行することが困難となる。このため、局長は、下記に示す一定の要件を満たした場合に、必要な応急対策を迅速かつ効果的に実施するための組織として、局内に給水対策本部を設置する。

＜この節の内容＞

- 1 本部の設置等
- 2 本部の組織
- 3 本部各部、各班等の業務
- 4 給水対策本部会議と応急対策会議

1 本部の設置等

(1) 本部の設置要件

局長は、次に掲げる事態のいずれかに該当すると判断した場合は、本部を設置し、速やかに第1回の給水対策本部会議を招集する。

- ① 地震発生等により平常給水に甚大な影響がある場合
- ② 都に災害対策本部が設置された場合（注1）
- ③ 都に災害即応対策本部が設置され、被害が拡大した場合（注2）
- ④ 東京都内（島しょ部を除く。）で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ⑤ その他局長が必要と判断した場合

注1 都本部の設置要件

知事が、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたとき。

注2 都災害即応対策本部の設置要件

集中豪雨、大規模テロ等局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で都本部を設置しないとき。

(2) 情報室立ち上げ及び本部の設置・運営事務

ア 情報室立ち上げ及び情報収集活動の開始

東京都内（島しょ部を除く。）で震度5弱以上の地震が発生した場合などの発災時には、次のとおり、情報室を都庁第二本庁舎22階の情報室に設置するものとする。ただし、都庁舎機能喪失等により都庁舎内に情報室の立ち上げが不可能な場合は、情報班長等が情報室多摩分室立ち上げ及び職員の配置転換を決定し、多摩水道改革推進本部庁舎9階B会議室において情報室を立ち上げる。

なお、多摩指定管理職員が都庁舎の立ち上げが不可能と判断した場合についても、情報班長等に連絡を行い、情報室多摩分室立ち上げを行う。

（ア）勤務時間内に発災した場合は、総務部企画調整課及び施設計画課（情報班）が情報室を立ち上げ、直ちに情報収集活動を開始する。

（イ）夜間、休日等に発災した場合は、情報班への引継ぎが完了するまでの間、初動要員（指定待機管理職員、指定管理職員及び水道局上高田災害対策職員住宅入居職員（以下「局

イ 本部の設置・運営に関する事務

(ア) 勤務時間内に発災した場合は、必要な機器の準備を含め、総務・広報班（総務担当）が行う。

(3) 現地対策本部の開設

＜ 地震発生（震度５弱以上）から本部設置までのフロー ＞



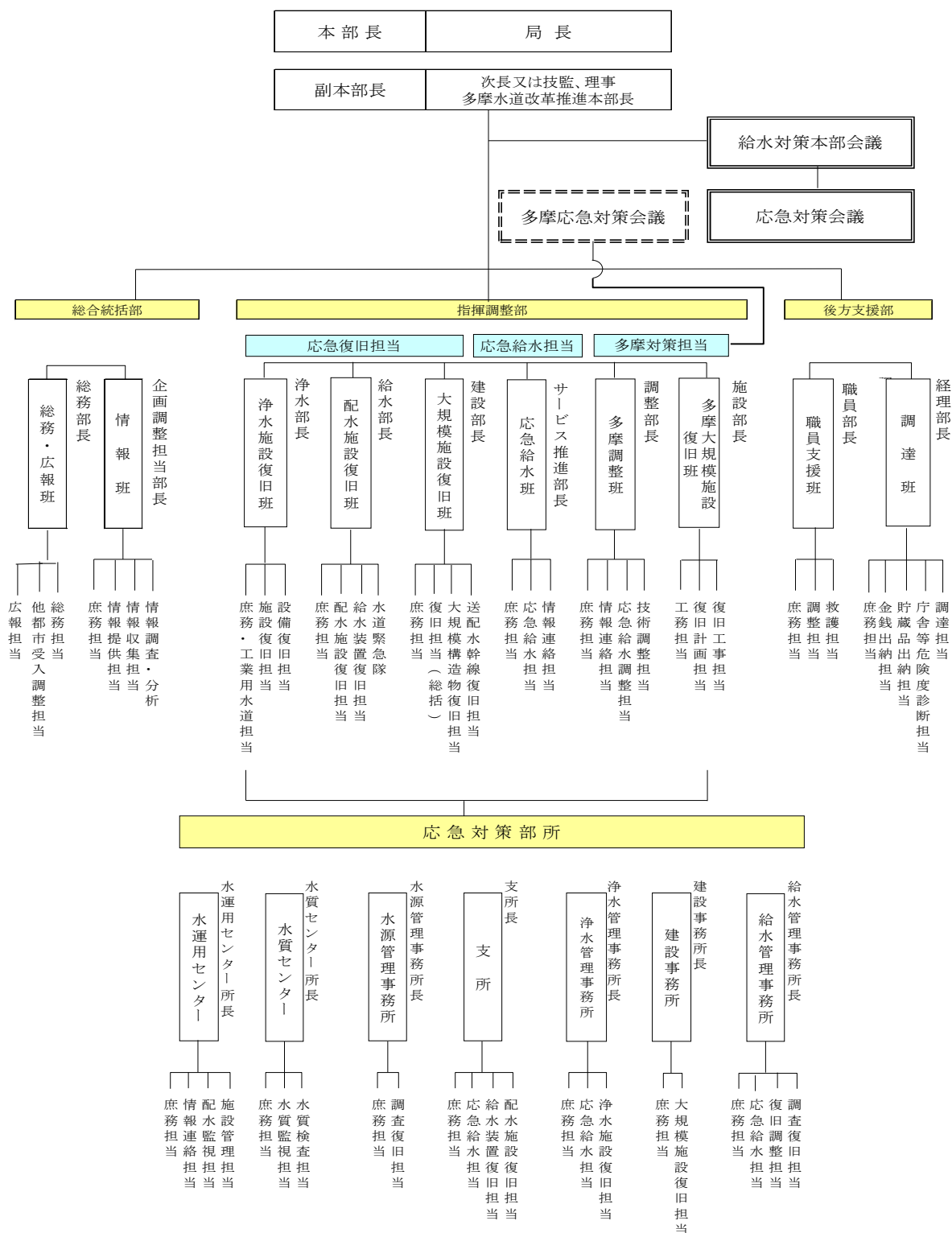
(5) センター機能連絡ホットライン（休日・夜間地震発生、震度5弱以上）

「【休日・夜間地震発生】センター機能連絡ホットライン（震度５弱以上）」は、年度当初、人事異動等の際に更新し、関係各部で共有する。

2 本部の組織

項 目	内 容																																				
本部の構成	1 本部に本部長及び副本部長を置く。 2 本部長は、局長の職にある者をもって充て、副本部長は、次長又は技監の職にある者及び多摩水道改革推進本部長の職にある者をもって充てる。 3 本部長は、本部を統括し、副本部長は、本部長を補佐する。 4 本部に総合統括部、指揮調整部及び後方支援部を置く。 5 各班長は、各所管部長をもって充てる。 6 本部に応急対策部所を置く。 7 本部に給水対策本部会議及び応急対策会議を設置する。																																				
本部各部等の構成	本部各部等は、次の各班等をもって構成する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織 名</th><th>担当部・課・所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">総合統括部</td></tr> <tr> <td>総務・広報班</td><td>総務部総務課、主計課、研修・開発センター、サービス推進部サービス推進課</td></tr> <tr> <td>情報班</td><td>総務部企画調整課、施設計画課</td></tr> <tr> <td colspan="2">指揮調整部</td></tr> <tr> <td>応急給水班</td><td>サービス推進部（サービス推進課を除く。）</td></tr> <tr> <td>浄水施設復旧班</td><td>浄水部</td></tr> <tr> <td>配水施設復旧班</td><td>給水部</td></tr> <tr> <td>大規模施設復旧班</td><td>建設部</td></tr> <tr> <td>多摩調整班</td><td>多摩水道改革推進本部調整部</td></tr> <tr> <td>多摩大規模施設復旧班</td><td>多摩水道改革推進本部施設部</td></tr> <tr> <td colspan="2">後方支援部</td></tr> <tr> <td>職員支援班</td><td>職員部</td></tr> <tr> <td>調達班</td><td>経理部</td></tr> <tr> <td rowspan="7">応急対策部所</td><td>水運用センター</td></tr> <tr> <td>水質センター</td></tr> <tr> <td>水源管理事務所</td></tr> <tr> <td>支所</td></tr> <tr> <td>浄水管理事務所</td></tr> <tr> <td>建設事務所</td></tr> <tr> <td>給水管理事務所</td></tr> </tbody> </table>	組 織 名	担当部・課・所	総合統括部		総務・広報班	総務部総務課、主計課、研修・開発センター、サービス推進部サービス推進課	情報班	総務部企画調整課、施設計画課	指揮調整部		応急給水班	サービス推進部（サービス推進課を除く。）	浄水施設復旧班	浄水部	配水施設復旧班	給水部	大規模施設復旧班	建設部	多摩調整班	多摩水道改革推進本部調整部	多摩大規模施設復旧班	多摩水道改革推進本部施設部	後方支援部		職員支援班	職員部	調達班	経理部	応急対策部所	水運用センター	水質センター	水源管理事務所	支所	浄水管理事務所	建設事務所	給水管理事務所
組 織 名	担当部・課・所																																				
総合統括部																																					
総務・広報班	総務部総務課、主計課、研修・開発センター、サービス推進部サービス推進課																																				
情報班	総務部企画調整課、施設計画課																																				
指揮調整部																																					
応急給水班	サービス推進部（サービス推進課を除く。）																																				
浄水施設復旧班	浄水部																																				
配水施設復旧班	給水部																																				
大規模施設復旧班	建設部																																				
多摩調整班	多摩水道改革推進本部調整部																																				
多摩大規模施設復旧班	多摩水道改革推進本部施設部																																				
後方支援部																																					
職員支援班	職員部																																				
調達班	経理部																																				
応急対策部所	水運用センター																																				
	水質センター																																				
	水源管理事務所																																				
	支所																																				
	浄水管理事務所																																				
	建設事務所																																				
	給水管理事務所																																				

< 給水対策本部組織図 >



3 本部各部、各班等の業務

(1) 本部各部及び応急対策部所の業務

本部各部等の業務は、次のとおりとする。

なお、都本部の依頼に基づき、関係職員を選出し、「ライフライン調整チーム」(P30 参照)の活動に従事することがある。

項 目	業 務 内 容
総 合 統 括 部	1 給水対策本部内の調整及び統括的な指揮を行う。 2 音声及びデータ通信による情報連絡の通信手段を使用し、被害情報などの調査及び収集作業を、各部と連携して行う。 3 被害状況等を把握し、給水対策本部各部が迅速かつ効果的な応急対策を行うための情報提供を行う。 4 プレス対応や広報活動を実施するとともに、区市町等への情報提供を行う。 5 都本部、他水道事業体等関係機関との連絡調整を行う。
指 揮 調 整 部	1 本部会議で決定した区部・多摩の水道施設の運用及び復旧方針に基づき、応急対策を具体化し、応急対策部所を指揮・調整して迅速かつ効果的にこれを行う。 2 都本部をはじめ、区市町、道路管理者、河川管理者、応援機関等との連絡調整を行う。 3 関係機関との連絡調整を行い、首都中枢機関等への供給ルート確保等首都機能維持のための活動を行う。 4 多摩調整班は、所属職員若干名を、必要に応じて本部情報班に常駐させて、本部各班との連絡調整を行う。
後 方 支 援 部	1 職員への食糧、宿泊用具の配布、職員の救護等を行う。 2 応急対策活動に必要な復旧用材料・資機材等の調達を行う。 3 庁舎等の危険度診断を行う。
応 急 対 策 部 所 及 び 系 列 事 業 所	1 応急対策部所の長は、応急対策本部を設置し、指揮調整部等と調整しつつ、被害状況調査、情報収集、応急措置などの応急対策活動の指揮を行うとともに、営業所や浄水場等の系列事業所の応急対策活動の統括を行う。 2 系列事業所の長は、拠点本部を設置し、応急対策部所や指揮調整部等と調整しつつ、被害状況調査、情報収集、応急措置などの応急対策活動の指揮を行う。 3 応急対策部所及び系列事業所は、原則として所管区域内における応急対策活動を実施するが、必要に応じて他の系列事業所への応援活動も実施する。

(2) 本部各班及び応急対策部所の業務

本部各班及び応急対策部所の業務は、次のとおりとする。

各班共通		1 職員・庁舎の安全確認 2 各班・各応急対策部所の本部の設置、音声及びデータ通信による局内情報連絡 3 庁舎停電時の対応 4 職員の参集・就業状況の把握・班内の職員再配置に係る調整 5 政策連携団体及び関係機関との連絡調整 6 応急対策活動の経過記録
総合統括部	総合統括担当	
	【総務・広報班】 ・総務課 ・主計課 ・研修・開発センター ・サービス推進課	1 給水対策本部の設置 2 給水対策本部会議及び応急対策会議事務局 3 都本部、区市町等との連絡調整 4 他水道事業者等への応援要請 5 他水道事業者等応援部隊との調整 6 本部各班及び応急対策部所間における職員の再配置に係る調整 7 プレス対応の実施 8 都庁舎停電時の各班執務場所の調整 9 広報活動の実施
	【情報班】 ・企画調整課 ・施設計画課	1 被害・復旧状況等の情報の収集、提供及び分析 2 情報室の設営 3 局内一斉通報の実施 4 都本部連絡員及び都本部通信要員の派遣 5 震災情報システムの運用管理
指揮調整部	応急給水担当	
	【応急給水班】 ・サービス推進部 (サービス推進課を除く。)	1 応急給水計画の作成 2 支所及び営業所並びに浄水施設復旧班及び配水施設復旧班との調整 3 飲料水の車両輸送に関わる調整 4 応急給水用資器材及び車両の配備・運用 5 車両輸送出動後の緊急隊及び他水道事業者受入れ部隊との連絡調整 6 お客さまセンターとの情報交換
	応急復旧担当	
	【浄水施設復旧班】 ・浄水部	1 施設の被害状況の調査・把握 2 施設の運転状況の管理 3 水配調整及び復旧計画の作成 4 浄水部関係工事現場の被害及び保安措置状況の把握 5 浄水管理事務所の活動状況の管理 6 原水及び浄水の水質監視 7 河川管理者及び他企業との連絡調整
	【配水施設復旧班】 ・給水部	1 施設の被害状況の調査・把握 2 施設の運転状況の把握 3 各支所水配計画（配水系統）及び復旧計画の調整及び把握 4 給水部関係工事現場の被害及び保安措置状況の把握 5 支所の活動状況の管理及び復旧活動支援 6 水質に関する情報収集 7 他水道事業者受入れ部隊との連絡調整 8 給水装置の復旧 9 首都中枢機関等への供給ルート確保 10 保健医療局等の関係部署から要請があった医療機関等への特に緊急を要する応急給水 11 震災マッピングシステムの運用管理
	【大規模施設復旧班】 ・建設部	1 大規模施設の被害状況の把握 2 復旧計画の作成 3 建設部関係工事現場の被害及び保安措置状況の把握 4 建設事務所の活動状況の管理 5 浄水施設復旧班及び配水施設復旧班との調整等
	多摩対策担当	
	【多摩調整班】 ・調整部	1 本部各班との連絡調整 2 多摩地区の応急給水に関する連絡調整 3 多摩地区の管路、施設及び給水装置の被害状況の把握 4 多摩地区の施設運転状況の把握 5 給水管理事務所等の水配計画（配水系統）及び復旧計画の調整及び把握 6 調整部関係工事現場の被害及び保安措置状況の把握 7 多摩地区の原水、浄水の水質監視及び水質情報の収集 8 多摩地区の応急復旧に関する調整 9 多摩大規模復旧班との連絡調整 10 多摩地区の復旧作業に伴う水質検査 11 多摩お客さまセンターとの連絡調整
	【多摩大規模施設復旧班】 ・施設部	1 多摩地区大規模施設の被害状況の調査・把握 2 多摩地区大規模施設の復旧 3 関係工事現場の被害及び保安措置状況の把握 4 多摩調整班技術調整担当との調整

後方支援部	後方支援担当	
	【職員支援班】 ・職員部	1 局職員全体の参集・就業状況把握及び再配置に係る状況把握 2 食糧、被服等の支給 3 宿泊場所等の確保 4 災害対策用医薬品の管理 5 職員の救護
	【調達班】 ・経理部	1 管類及び車両・燃料の調達並びに用地の確保 2 資材置場及び貯蔵品の管理運用 3 金銭の出納及び資金管理 4 庁舎等危険度診断 5 緊急時の契約締結に係る調整 6 関係会社等への協力要請
応急対策部所	共通業務	1 庁舎等危険度診断（簡易診断等、対応決定）
	水運用センター	1 本部各班・応急対策部所との連絡調整 2 情報収集・連絡 3 水配計画の作成 4 給水施設・設備の調査復旧 5 情報室が立ち上がるまでの間の初動活動
	水質センター	1 浄水施設復旧班及び配水施設復旧班との連絡調整 2 水質情報の収集 3 水質監視 4 浄水場との連絡調整 5 復旧作業に伴う水質検査
	水源管理事務所	1 浄水施設復旧班との連絡調整 2 水源施設、原水施設等の調査復旧 3 主要林道の通行規制等の保安措置 4 地域住民生活林道の調査復旧 5 水質情報の収集
	支 所	1 管路被害状況の調査 2 応急給水班及び配水施設復旧班との連絡調整 3 応急給水 4 配水調整、水配計画（配水系統）及び復旧計画の作成 5 配水施設・給水装置の復旧 6 区等との連絡調整 7 地域広報
	浄水管理事務所	1 浄水施設復旧班との連絡調整 2 浄水施設・設備の調査復旧 3 運転管理 4 水質監視 5 浄水管理事務所における応急給水
	建設事務所	1 大規模施設復旧班との連絡調整 2 工事現場の被害状況の把握及び保安措置 3 大規模施設の復旧
	給水管理事務所	1 多摩調整班との連絡調整 2 応急給水 3 水道施設・給水装置の応急復旧 4 配水調整、水配計画（配水系統）及び復旧計画作成 5 市町等との連絡調整 6 地域広報

4 給水対策本部会議と応急対策会議

本部に次のとおり本部会議及び応急対策会議を設置する。

	給水対策本部会議	応 急 対 策 会 議																																																																																													
招 集 ・ 議 長	本部会議は、本部長が招集し、議長として議事をつかさどる。 本部長が不在のときは、副本部長がこれを代行する。	応急対策会議は、次長又は技監が招集し、議長として議事をつかさどる。																																																																																													
設置目的	本部の統括的な調整及び審議	本部会議に付議すべき事項の審議																																																																																													
構成員 (注)	本部会議は、次に掲げる職にある者及び本部長が指名する職員をもって構成する。	応急対策会議は、次に掲げる職にある者及び副本部長が指名する職員をもって構成する。																																																																																													
	<table><tr><td>議長</td><td>本部長（局長）</td></tr><tr><td rowspan="3">副議長</td><td>副本部長（次長又は技監）</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td>副本部長（多摩水道改革推進本部長）</td></tr><tr><td colspan="2">総合統括部</td></tr><tr><td>総務・広報班</td><td>総務部長</td></tr><tr><td></td><td>経営改革推進担当部長</td></tr><tr><td>情報班</td><td>総務部企画調整担当部長</td></tr><tr><td colspan="2">指揮調整部</td></tr><tr><td>応急給水班</td><td>サービス推進部長</td></tr><tr><td rowspan="2">浄水施設復旧班</td><td>浄水部長</td></tr><tr><td>設備担当部長</td></tr><tr><td>配水施設復旧班</td><td>給水部長</td></tr><tr><td>大規模施設復旧班</td><td>建設部長</td></tr><tr><td rowspan="2">多摩調整班</td><td>調整部長</td></tr><tr><td>技術調整担当部長</td></tr><tr><td>多摩大規模施設復旧班</td><td>施設部長</td></tr><tr><td colspan="2">後方支援部</td></tr><tr><td>職員支援班</td><td>職員部長</td></tr><tr><td rowspan="2">調達班</td><td>経理部長</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td colspan="2">政策連携団体</td></tr><tr><td colspan="2">東京水道株式会社</td></tr><tr><td colspan="2">その他（幹事）</td></tr><tr><td></td><td>総務部総務課長</td></tr><tr><td></td><td>総務部主計課長</td></tr><tr><td></td><td>総務部調整担当課長</td></tr><tr><td></td><td>水道危機管理専門課長</td></tr></table>	議長	本部長（局長）	副議長	副本部長（次長又は技監）		副本部長（多摩水道改革推進本部長）	総合統括部		総務・広報班	総務部長		経営改革推進担当部長	情報班	総務部企画調整担当部長	指揮調整部		応急給水班	サービス推進部長	浄水施設復旧班	浄水部長	設備担当部長	配水施設復旧班	給水部長	大規模施設復旧班	建設部長	多摩調整班	調整部長	技術調整担当部長	多摩大規模施設復旧班	施設部長	後方支援部		職員支援班	職員部長	調達班	経理部長		政策連携団体		東京水道株式会社		その他（幹事）			総務部総務課長		総務部主計課長		総務部調整担当課長		水道危機管理専門課長	<table><tr><td>議長</td><td>次長又は技監</td></tr><tr><td colspan="2">指揮調整部</td></tr><tr><td rowspan="5">浄水施設復旧班</td><td>浄水部長</td></tr><tr><td>設備担当部長</td></tr><tr><td>浄水部管理課長</td></tr><tr><td>浄水部浄水課長</td></tr><tr><td>浄水部設備課長</td></tr><tr><td rowspan="5">配水施設復旧班</td><td>給水部長</td></tr><tr><td>給水部管理課長</td></tr><tr><td>給水部配水課長</td></tr><tr><td>給水部給水課長</td></tr><tr><td>給水部水道緊急隊長</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模施設復旧班</td><td>建設部長</td></tr><tr><td>建設部管理課長</td></tr><tr><td>建設部工務課長</td></tr><tr><td>応急給水班</td><td>サービス推進部管理課長</td></tr><tr><td rowspan="5">多摩調整班</td><td>技術調整担当部長</td></tr><tr><td>調整部管理課長</td></tr><tr><td>調整部経営改善課長</td></tr><tr><td>調整部業務指導課長</td></tr><tr><td>調整部技術指導課長</td></tr><tr><td rowspan="2">多摩大規模施設復旧班</td><td>調整部設備管理調整専門課長</td></tr><tr><td>施設部長</td></tr><tr><td></td><td>施設部工務課長</td></tr><tr><td colspan="2">総合統括部</td></tr><tr><td rowspan="3">総務・広報班</td><td>総務部調整担当課長</td></tr><tr><td>水道危機管理専門課長</td></tr><tr><td>サービス推進部サービス推進課長</td></tr><tr><td rowspan="2">情報班</td><td>総務部企画調整課長</td></tr><tr><td>総務部施設計画課長</td></tr></table>	議長	次長又は技監	指揮調整部		浄水施設復旧班	浄水部長	設備担当部長	浄水部管理課長	浄水部浄水課長	浄水部設備課長	配水施設復旧班	給水部長	給水部管理課長	給水部配水課長	給水部給水課長	給水部水道緊急隊長	大規模施設復旧班	建設部長	建設部管理課長	建設部工務課長	応急給水班	サービス推進部管理課長	多摩調整班	技術調整担当部長	調整部管理課長	調整部経営改善課長	調整部業務指導課長	調整部技術指導課長	多摩大規模施設復旧班	調整部設備管理調整専門課長	施設部長		施設部工務課長	総合統括部		総務・広報班	総務部調整担当課長	水道危機管理専門課長	サービス推進部サービス推進課長	情報班	総務部企画調整課長	総務部施設計画課長
	議長	本部長（局長）																																																																																													
	副議長	副本部長（次長又は技監）																																																																																													
		副本部長（多摩水道改革推進本部長）																																																																																													
	総合統括部																																																																																														
	総務・広報班	総務部長																																																																																													
		経営改革推進担当部長																																																																																													
	情報班	総務部企画調整担当部長																																																																																													
	指揮調整部																																																																																														
	応急給水班	サービス推進部長																																																																																													
	浄水施設復旧班	浄水部長																																																																																													
		設備担当部長																																																																																													
	配水施設復旧班	給水部長																																																																																													
	大規模施設復旧班	建設部長																																																																																													
	多摩調整班	調整部長																																																																																													
		技術調整担当部長																																																																																													
	多摩大規模施設復旧班	施設部長																																																																																													
	後方支援部																																																																																														
	職員支援班	職員部長																																																																																													
	調達班	経理部長																																																																																													
政策連携団体																																																																																															
東京水道株式会社																																																																																															
その他（幹事）																																																																																															
	総務部総務課長																																																																																														
	総務部主計課長																																																																																														
	総務部調整担当課長																																																																																														
	水道危機管理専門課長																																																																																														
議長	次長又は技監																																																																																														
指揮調整部																																																																																															
浄水施設復旧班	浄水部長																																																																																														
	設備担当部長																																																																																														
	浄水部管理課長																																																																																														
	浄水部浄水課長																																																																																														
	浄水部設備課長																																																																																														
配水施設復旧班	給水部長																																																																																														
	給水部管理課長																																																																																														
	給水部配水課長																																																																																														
	給水部給水課長																																																																																														
	給水部水道緊急隊長																																																																																														
大規模施設復旧班	建設部長																																																																																														
	建設部管理課長																																																																																														
	建設部工務課長																																																																																														
応急給水班	サービス推進部管理課長																																																																																														
多摩調整班	技術調整担当部長																																																																																														
	調整部管理課長																																																																																														
	調整部経営改善課長																																																																																														
	調整部業務指導課長																																																																																														
	調整部技術指導課長																																																																																														
多摩大規模施設復旧班	調整部設備管理調整専門課長																																																																																														
	施設部長																																																																																														
	施設部工務課長																																																																																														
総合統括部																																																																																															
総務・広報班	総務部調整担当課長																																																																																														
	水道危機管理専門課長																																																																																														
	サービス推進部サービス推進課長																																																																																														
情報班	総務部企画調整課長																																																																																														
	総務部施設計画課長																																																																																														

構成員 (注)		後方支援部 調達班 経理部出納課長
		政策連携団体 東京水道株式会社
		その他（本部会議幹事） 総務部総務課長 総務部主計課長 総務部調整担当課長、水道 危機管理専門課長
会議の 開催	1 本部を設置した場合は、速やかに第1回本部会議を開催する。 2 第2回以降の本部会議は、必要に応じて随時開催する。	1 第1回本部会議終了後、引き続き第1回応急対策会議を開催する。 2 第2回以降の応急対策会議は、当分の間、毎日定時に開催する。 3 次に掲げる場合には応急対策会議を臨時に開催する。 (1) 取水又は送・配水の状況に大きな変化が生じたとき。 (2) 復旧方針の見直しを必要とするとき。 (3) その他議長が開催の必要を認めたとき。
審議 事項	本部会議は次の事項について確認、調整及び審議を行い、水道施設の運用及び復旧の方針を決定する。 1 本部の非常配備態勢に関すること。 2 水道施設の被害に関すること。 3 重要な災害情報に関すること。 4 水道施設の復旧に関すること。 5 応急給水に関すること。 6 他局、他水道事業体、国等への応援要請に関すること。 7 その他重要な応急対策に関すること。 また、都の復興方針における当局の所掌事務に係る復興計画策定のための局内体制について確認する。	応急対策会議は、給水を効果的に維持し断水区域の解消を図るため、次の事項について速やかに方針案を策定する。方針案は、本部会議の決定を経て実施する。 1 浄水場（所）、給水所等の運転方針 取水、導水及び送・配水の停止の可否、これらに係る水量の決定等 2 主要送水系統の指定 管路の分離、連絡等 3 主要施設の復旧方針 復旧の優先順位の指定、復旧の方法、復旧態勢等 4 その他 応急給水のための仮配管の実施、給水装置の応急措置方法、関係機関との調整方針等
会議の 庶務	本部会議の庶務は、総務部総務課長、主計課長、調整担当課長及び水道危機管理専門課長が幹事としてその事務を処理する。	応急対策会議の庶務は、総務部総務課長、主計課長、調整担当課長及び水道危機管理専門課長がその事務を処理する。

（注）会議参加者について、交通事情等により議場への参集が困難な場合はリモートによる参加、又は対応可能な管理職員等が会議に出席することとする。

多摩水道改革推進本部長は、被害状況に応じて、多摩応急対策会議議長の役割を優先的に担う。なお、局長、次長又は技監が、議長の任に着くことができない場合などは、都本庁舎にて議長を代行する。

第2節 職員等の活動態勢

職員は、発災時にはその所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とする。ただし、夜間、休日等の勤務時間外に発災した場合は、初動要員に指定された者は、初動要員として初動態勢を構成するとともに、指揮者は、地震の震度等に応じて、必要な職員を確保する。

＜この節の内容＞

- 1 勤務時間内における活動態勢
- 2 指揮者の代替要員
- 3 夜間、休日等における初動態勢
- 4 夜間、休日等における活動態勢
- 5 態勢の増強、縮小等
- 6 職員の再配置
- 7 勤務ローテーション
- 8 二次災害の防止
- 9 退職者災害時支援協力員の態勢及び活動
- 10 職員・職場の日常からの備え

1 勤務時間中における活動態勢

本部長が発令した活動態勢をとり、職員は、各所属において、あらかじめ指定された応急対策活動に従事する。

2 指揮者の代替要員

平常時の事案の決定については、事務の権限及び当該決定結果の重大性に応じて、局長、部長又は課長が行うものと定められている。災害時の指揮命令系統は、平常時を参考に定めることとするが、災害時に早急に指揮命令系統を確立し、責任者が不在で指揮命令に支障がある場合にも適切に意思決定が迅速にできるよう、複数の臨時代行者及びその代行順序を決めておく。

不在者	臨時代行者の例
部長	・部長があらかじめ指定する課長を複数指定し、代行順序を定める。
課長	・課長があらかじめ指定する専門課長又は課長代理級職員（統括課長代理、課長代理）の中から複数指定し、代行順序を定める。 ・また、課長代理級職員が欠ける場合を想定し、一般職員の中から複数指定し、代行順序を定める。

3 気象警報等発令時の活動態勢

気象庁の予報により水道施設に被害が生じるおそれがある場合は、応急対策等初動体制に必要な要員を災害発生以前から確保する。

4 夜間、休日等における初動態勢

夜間、休日等に地震が発生した場合は、職員が参集して応急対策活動態勢が整備されるまでに相当な時間を要することが想定される。

そこで、発災初動時には、初動要員として次の態勢により、情報室（２２階）にて情報収集活動、本部設置の準備等必要な活動を行うものとする。

（１） 本局における初動態勢及び活動

ア 情報室初動要員

初 動 要 員	説 明
指定待機管理職員	夜間、休日等に都庁舎周辺の指定場所に待機する本庁課長級管理職員
指定管理職員	都庁舎からおおむね１０ｋｍ圏内に居住し、水道局長によりあらかじめ指定される課長級管理職員
局災対住宅職員	水道局災害対策職員住宅（上高田）の入居職員

イ 参集基準

	参集対象の初動要員	＜参考＞ 初動要員以外の職員
震度５弱	指定待機管理職員 局災対住宅職員（待機者のみ）	総務・広報班、情報班のうち指名された要員 本部長の発令を受けて第１非常配備要員（状況に応じその他の職員が発令を受けて参集）
震度５強	全初動要員	第１非常配備要員（状況に応じその他の職員が発令を受けて参集）
震度６弱以上	全初動要員	全職員

ウ 初動態勢における指揮者（統括責任者）

本部長又は副本部長（以下「本部長等」という。）が参集するまでの間、初動態勢における指揮監督は、統括責任者（課長級管理職員が務める。）が行うものとする。

統括責任者の役割は、都本部が設置された場合、本部長等が参集するまでの間、本部員代理として都本部に従事するとともに、本部各部、各班等の活動を統括する。主な任務は、次のとおりとする。

- （ア） 職員及び庁舎の安全に関すること。
- （イ） 給水の維持に関すること。
- （ウ） 水道施設の被害状況の調査に関すること。
- （エ） 都本部との連絡調整に関すること。
- （オ） 広報に関すること。
- （カ） その他防災関係機関との連絡調整に関すること。

また、統括責任者への就任は、次の順位によるものとする。

- 第１順位 総務部の危機管理業務を所管する課長
- 第２順位 指定待機管理職員
- 第３順位 指定管理職員

第1順位及び第2順位の管理職が何らかの理由により不在の場合、指定管理職員が統括責任者に就任する。この場合において、統括責任者への就任を円滑に行い、指揮命令系統を明確にするため、統括責任者への就任は、総務部長が別に定める「統括責任者就任順位」によるものとする。

なお、統括責任者は、本部長等が参集した時点で、指揮権をこれに引き継ぐものとする。

エ 各初動要員の役割及び活動内容

初動要員		役割及び活動内容
指定待機管理職員	統括責任者	ウで指定した順位に従い、必要に応じて統括責任者として従事する。
	都災害対策本部担当	都災害対策本部担当は、都本部へ出向し、本部を設置した旨を報告した後、都災害対策本部連絡員（総務部企画調整課長及び施設計画課長）の代理として、統括責任者との連絡業務に従事する。
	情報担当	情報担当は、局災対住宅職員と協力し、情報班の業務として定められた事項を行う。
	庶務担当	庶務担当は、初動時の庶務事務に従事する。
局上高田災対住宅職員		局上高田災対住宅職員は、直ちに都庁舎へ参集し、通信機器の運用開始確認等を行い、統括責任者の指示に従い通信連絡等の業務に従事する。

(2) 応急対策部所等における初動態勢及び活動

ア 初動要員の対応及び情報連絡方法

		震度5弱の場合 ^(注1)	震度5強以上の場合
各事業所等の対応	浄水系列事業所支所	浄水系列事業所・支所の被害情報を、初動要員（待機職員及び交替勤務者） ^(注2) が水運用センター監視室へ情報連絡し、水運用センター監視室が取りまとめる ^(注3) （情報室が立ち上がった段階で、情報室から水運用センターへ問い合わせる。）。。	(1) 同左 (2) 初動要員（待機職員、交替勤務者及び初期に参集した職員） ^(注2) が情報室へ情報連絡する。
	多摩水道改革推進本部 給水管理事務所 給水事務所	各給水管理事務所・給水事務所の待機職員と多摩水道統合管理室が連携し、多摩水道統合管理室から技術指導課長へ被害状況を報告する。（情報室が立ち上がった段階で、情報室から技術指導課長へ問い合わせる。）。	(1) 同左 (2) 初動要員（待機職員及び初期に参集した職員）が情報室へ情報連絡する。
	建設事務所 営業所 研修・開発センター	連絡は不要	非常配備要員が参集後、情報室へ情報連絡する。

情報連絡の方法	電話	震災情報システムによる。震災情報システムによる通信が不能な場合は、電話等により連絡を行う。
---------	----	---

(注1) 被害があった場合は、各部の連絡系統図により情報連絡する。

非常配備態勢が発令された場合は、「震度5強以上の場合」と同じ対応を行う。

(注2) 令和6年3月1日以降は、支所の被害情報については、原則として水道緊急隊の交替勤務者が情報連絡する。

震度5強以上の場合で水道緊急隊から支所に業務を引き継いだ後は、支所で対応する。

(注3) 水運用センターの停電、倒壊等により水運用センター監視室の機能が損なわれた場合は水運用バックアップセンターを設置する。

イ 活動内容

職員及び庁舎の安全確認を行うとともに、被害状況の調査及び緊急措置を中心とした初期活動を実施する。

ウ 情報室多摩分室の活動

都庁舎倒壊等により都庁舎に情報室が設置できない場合に設置する情報室多摩分室の初動要員として、多摩水道改革推進本部からおおむね10km圏内に居住し、水道局長によりあらかじめ指定される課長級管理職員によって構成される多摩指定管理職員を指定する。多摩指定管理職員は、震度6強以上で多摩水庁舎へ参集し、その役割及び活動内容は、指定管理職員に準ずる（役割及び活動内容はP20の各初動要員の役割及び活動内容を参照）。

情報班長等が情報室多摩分室の立ち上げ及び職員の再配置を判断した場合、多摩指定管理職員が多摩水庁舎内において情報室多摩分室を立ち上げ、情報収集活動を開始する。

なお、多摩指定管理職員が情報室多摩分室の活動を代行した場合は、参集した情報班職員及び再配置が行われた職員への引継ぎを行う。

エ 準防災住宅等入居者の活用による初動態勢

夜間、休日等に交通機関が運行停止していた場合の準防災住宅等入居者の参集先を各支所に指定することで、参集率の低いと考えられる事業所の初動活動を補強する。

各住宅の参集先は、次のとおり。

住宅名	参集先事業所	住宅名	参集先事業所
和泉	西部支所	武蔵野	北部支所
狛江	南部支所(桜丘)	滝野川	東部第二支所
長崎	西部支所	上井草	南部支所(桜丘)
蒲田	南部支所(大森)	笹塚※	中央支所
芝	中央支所		

- ・公共交通機関が運行している場合、入居職員は、所属が所掌する応急対策業務に従事する。
- ・給水拠点における応急給水要員及び資材置場における資材置場管理要員に該当する入居者は、震度6弱以上の地震発災時または指示があった際には、あらかじめ指定された参集拠点における応急対策業務に従事する。

※笹塚住宅は災害対策職員住宅であるため、交通機関が運行している場合も中央支所に参集する。

(3) 初動態勢の解除

初動態勢は、本部長、副本部長又は統括責任者が、本部各班が所管業務を遂行し得る状況になったと判断した時点で解除する。

多摩指定管理職員については、都庁舎に給水対策本部が設置された場合も解除する。

初動態勢の解除後、初動要員は速やかに各自の所属に移動する。

5 夜間、休日等における活動態勢

(1) 職員の参集態勢（情報室の初動要員の参集態勢については、別に定める（P18参照）。）

職員は、地震の震度又は本部長の発令に応じて次の基準により参集し、応急対策活動に従事する。

なお、地震以外の災害が発生し、本部長の発令があった場合、職員はアからウまでの態勢をとる。

ア 震度5弱以下の地震が発生し、本部長が発令した場合【非常配備態勢】

参集職員	○ 第1非常配備要員が参集する。 ○ 被害が甚大で、第1非常配備要員で対応できない場合は、本部長、本部各班、応急対策部所の長は、第2非常配備要員及び第3非常配備要員の参集を指示する。ただし、非常配備要員とは別に、各部所での応急対策のための要員^(注)として指定された職員は、別に指示を受けた場合は、あらかじめ指定された参集場所に参集する。
参集場所	所属に参集する。

(注) 資材置き場管理要員、水運用バックアップセンター初動要員、無人給水所等点検要員など

イ 震度5強の地震が発生した場合【準特別非常配備態勢】

参集職員	○ 第1非常配備要員が発令を待たずに参集する。 ○ 被害が甚大で、第1非常配備要員で対応できない場合は、本部長、本部各班、応急対策部所の長は、第2非常配備要員及び第3非常配備要員の参集を指示する。ただし、非常配備要員とは別に、各部所での応急対策のための要員^(注)として指定された職員は、別に指示を受けた場合は、あらかじめ指定された参集場所に参集する。
参集場所	所属に参集する。

(注) 資材置き場管理要員、水運用バックアップセンター初動要員、無人給水所等点検要員など

ウ 震度6弱以上の地震が発生した場合【特別非常配備態勢】

参集職員	全職員が発令を待たずに参集する。
参集場所	○ 原則として所属参集とする。 ○ 災害時給水ステーション(給水拠点)における応急給水要員(以下「拠点給水要員」という。)として指定された職員は、あらかじめ指定された災害時給水ステーション(給水拠点)等に参集する。 ○ 非常配備要員とは別に、各部所での応急対策のための要員^(注)として指定された職員は、あらかじめ指定された参集場所に参集する。

(注) 資材置き場管理要員、水運用バックアップセンター初動要員、無人給水所等点検要員など

(2) 非常配備要員

	対象職員	職員の 配備割合（目安）
第1非常配備要員	局長 次長又は技監 多摩水道改革推進本部長 部長級職員 1・2級事業所庶務担当課長 3級事業所所長 所属からの歩行距離でおおむね 10km までの地域に居住する職員 上記の他、所属長が特に定める職員	3割
第2非常配備要員	第1非常配備要員以外の課長級職員 所属からの歩行距離でおおむね 20km までの地域に居住する職員 上記の他、所属長が特に定める職員	3割
第3非常配備要員	第1、第2非常配備要員以外の職員	4割

(3) 参集基準震度

参集を判断する場合の震度は、東京都内（島しょ部を除く。）で最大のものとする。

(4) 参集に関する基本的な考え方

非常配備要員ごとの参集に関する考え方は以下のとおりとする。

ア 第1非常配備要員

・参集場所

原則として所属へ参集するものとする。

応急対策上指揮に当たる職員は所属への早急な参集が困難である場合は最寄り事業所への参集も可とする。

・参集方法

発災後、参集開始の時点で所属に最も早く到着できる手段・経路（タクシー、新幹線等を含む）にて参集するものとする。

イ 第2非常配備要員・第3非常配備要員

・参集場所

原則として所属へ参集とするが、自宅から所属までの歩行距離が20km以上あり、公共交通機関が運行停止している場合は最寄り事業所へ参集する。

・参集方法

公共交通機関又は徒歩、自転車にて参集とする。ただし、所属長等の指示により第1非常配備要員に準じて早急に所属へ参集しなければならない場合は、参集開始の時点で所属に最も早く到着できる手段・経路（タクシー、新幹線等を含む）にて参集するものとする。

・参集に当たっての留意事項

徒歩や自転車による移動距離が10kmを超える職員は、夜間発災時の場合、翌朝に所属へ参集する。

延べ歩行距離が20kmを超える場合は、交通機関が運行を再開し、所属または最寄り事業所までの延べ歩行距離が20km未満になった時点で参集する。

(5) その他

ア 参集の免除

公務上の傷病、通勤途上の傷病、慶弔休暇（親族が死亡した場合に限る。）、休職、停職、病気休暇、出産育児に関わる職員及び介護に係る職員は、原則、参集しなくてよいものとする。

また、職員が負傷し、治療又は入院の必要があるとき、若しくは職員の家族等が負傷し、治療又は入院の必要がある場合で、当該職員の介護等がなければ、その者の最低限の生活が維持できないときには自宅等で待機し、参集を妨げる事由が解消し、又は対処に目途が立ち次第参集する。

なお、参集を免除された職員以外で、休暇取得等により所属を不在にしている職員は、夜間、休日等における活動態勢に準じて参集するものとする。

イ 参集計画の作成

職員は、「休日・夜間発災時の参集計画」（資料 15）にある夜間休日発災時における参集の考え方を理解した上で、平常時より参集計画を作成し、発災時の参集場所と参集経路を確認する。

ウ 参集途上の被害状況収集

参集途上では、水道施設等の被害状況の収集、把握に努め、収集した情報は、所管部署へ連絡する。

エ 最寄り事業所へ参集した職員の対応

最寄り事業所へ参集した職員は、参集事業所の指示に基づき、活動する。

最寄りの事業所に参集した職員は、参集先の状況等を踏まえて、別途用意する職員移動用バスにて、現所属へ移動する。

オ 職員の安否連絡

震度 5 強以上の地震が発生した場合、職員は、安否・参集確認システムを活用するなどして、各自の安否及び参集に関する情報を所属等に連絡する。

カ 職員への緊急連絡

活動態勢に応じて、参集が必要な職員に対し、安否・参集確認システム等により連絡を行う。

6 態勢の引き上げ、縮小及び解除

次の場合は態勢を引き上げ、又は縮小、解除する。

- (1) 水道施設の被害状況に応じて、その時点における態勢により十分な対応が図り難いと認めるとき本部長は態勢を引き上げる（例：準非常配備態勢から特別非常配備態勢への引き上げなど）。
- (2) 各応急対策部所において、応急対策が進展し態勢に余裕が生じたとき、又は完了したとき、応急対策部所の長は態勢の縮小若しくは解除について指揮調整部と調整をする。その結果を踏まえ、本部長が態勢の縮小、解除を決定する。

7 職員の再配置

本部長並びに本部各班及び応急対策部所の長は、次の場合、職員の再配置を行うことができる。
再配置の手順については資料6を参照

本部長による職員の再配置	〔本部各班及び応急対策部所等の間における職員再配置〕 ア 被害状況及び対応状況が明らかになり、各班等の態勢に余裕又は不足が生じたとき。 イ 特定の班等の応急対策を集中的に実施することが有効かつ適切であると認められるとき。
本部各班及び応急対策部所の長による職員の再配置	〔所管する班又は系列事業所の間における職員再配置〕 ア 所管区域内の被害状況及び対応状況が明らかになり、担当又は管轄する系列事業所の態勢に余裕又は不足が生じたとき。 イ 緊急に対処しなければならない事態が発生し、優先してこれに当たる必要が生じたとき。 ウ 本部長の命令による再配置を実施するため、態勢を調整する必要があるとき。
情報班の長の判断による情報室多摩分室への職員再配置	〔情報室使用不能の場合の職員再配置〕 情報室が使用不能となり、情報室多摩分室を立ち上げるとき。

なお、再配置時の移動手段は、次のとおりとする。

ア 公共交通機関が運行停止している場合は、職員移動用バス（注）等利用によるものとする。

イ 職員移動用バスの運行が不可能な場合は、庁有車（自転車を含む。）又は徒歩の利用によるものとする。

（注）職員移動用バスは、「災害時における応急対策用バスの供給に関する協定書」に基づき、関係会社から車両等の供給を受けることになっている。

8 勤務ローテーション

大規模災害の発災直後は、24時間態勢で応急対策業務に従事することが想定されるため、各班・応急対策部所の責任者は、早期に職員の適正配置・ローテーションを的確に行い、持続可能な態勢を構築し、長時間連続勤務の防止に努めることが重要となる。

（1）決定時期

ローテーション勤務を決定する際は、発災後最初の正規の勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）が終了するまでに整理するよう努めることとする。

（2）休憩時間の確保

夜間の休憩時間を十分に確保するなど、職員の健康維持に配慮する。災害対応が長期にわたることが思料される場合、早期に24時間以上の休憩を交代で与えるなど、自宅の被害状況の確認等に戻れるように配慮する。

（3）庁舎内待機

東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、交通機関の停止が長期にわたると思料される場

合、原則として発災後3日間は庁舎内に待機するものとする。

ただし、非常時優先業務に従事しない職員及びローテーション勤務において非番となる時間帯に当たる職員については、交通機関の運行状況等を踏まえ帰宅可能とするが、帰宅することが困難な場合は職場内等で休憩する。

(4) 休憩スペースの確保

職場内等で休憩するに当たり、あらかじめ会議室や執務室における休憩スペースを定めておくなど、非常時優先業務に専念できるための環境整備に努めることとする。

<ローテーション勤務の考え方>

- ・24時間対応の場合、勤務時間を3分割する3交代制と、2分割する2交代制とが主として考えられる。
- ・夜間・休日の発災など、職員が少ない発災当初においては、参集時刻が遅い職員を最初の交代要員として指定し、ローテーションを組むなど、可能な限り継続的に職員を確保できるような工夫をする。
- ・発災当初など、参集職員数の少ない時期には、2班2交代制による勤務(1日11時間勤務で休憩時間2時間)が有効である。
- ・長期にわたり24時間対応が必要となることが見込まれる場合には、早期に4班3交代制に移行するなど、職員の休日についても考慮する必要がある。

【3交代制勤務の例】

○正規の勤務時間である1日7時間45分勤務を基に休憩時間を1時間とし、4班3交代制による勤務を考えた場合、勤務時間の重複する45分間については、引継ぎ時間として確保し、円滑な業務遂行が可能となるよう配慮する必要がある。

<勤務ローテーション例(3交代制勤務)>

①	9:00~17:45	
②		17:00~25:45
③		25:00~9:45

※公共交通機関が動いているときには、最終電車の時間を考慮してシフトを組むなど、柔軟に対応することが重要

<4班3交代制勤務のシフト例>

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
9:00~17:45	A班	A班	A班	B班	B班	B班	C班	C班	C班	D班	D班	D班	A班	A班
17:00~25:45	B班	B班	C班	C班	C班	D班	D班	D班	A班	A班	A班	B班	B班	B班
25:00~9:45	C班	D班	D班	D班	A班	A班	A班	B班	B班	B班	C班	C班	C班	D班
24時間以上の休憩時間	D班	C班	B班	A班	D班	C班	B班	A班	D班	C班	B班	A班	D班	C班

9 二次災害の防止

応急対策業務の遂行においては、余震の発生を考慮し、倒壊のおそれのある構造物や、ガラスの落下・じゅう器類の転倒等に注意し、安全性に最大限配慮して活動する。

10 退職者災害時支援協力員の態勢及び活動

(1) 活動要員

東京都水道局退職者災害時支援協力員に登録した者で構成する。

(2) 活動内容

震度6弱以上の地震が発生した場合、次の活動を行う。

	職 務 内 容
情報収集支援	自宅付近又はあらかじめ指定された災害時給水ステーション(給水拠点)の浄水場、浄水所又は給水所への参集途上での水道施設に関する被害情報の収集及び水道局への報告を行う。
応急給水支援	あらかじめ指定された災害時給水ステーション(給水拠点)の浄水場等に参集し、水道局職員が実施する応急給水用資器材設置を補助するなどの応急給水活動の支援を行う。

11 職員・職場の日常からの備え

職員は、発災時にも安心して活動できるように、局参集マップなどを活用して、日頃から自宅の家具類の転倒・落下防止、食品・日用品の備蓄、発災時の家族との連絡方法を決めておく等の防災対策を行うことが望ましい。

また、各職場においては、什器類の転倒・落下、ガラス飛散などによる被災防止に努める(資料14)。

12 職員の被災状況確認について

各部所の庶務担当課長代理又は代理者は、安否・参集確認システム等で所属職員の被災状況を確認し、必要に応じて、その確認結果を系列各部に報告する。

第3節 庁舎の被害対応

1 庁舎等危険度診断

事務所用及び施設用建物が被災又は被災した可能性がある場合には、下表に定める方法に基づき、庁舎等危険度診断を行う。

診断・対応の種類		有人			無人	
		事務所用建物	局が賃借する建物	施設用建物	施設用建物	事務所用建物
簡易診断	平日	庶務担当課（注１） （政策連携団体職員のみが常駐する場合は、政策連携団体職員（注２）が診断を代行）			技術担当課（注１） （発災後初めての設備の点検等に合わせた簡易診断を実施） （日常点検等を委託している場合は、政策連携団体職員（注２）が代行）	発災後初めて庁舎に入る職員（政策連携団体職員（注２）含む）
	夜間 休日	初動要員 （同上）				
本診断		営繕課 （庶務担当課より依頼）	所有者・施設管理者等（注３）	技術担当課（注４）		営繕課 （庶務担当課から依頼）
簡易・本診断後の対応決定 （注４）		庶務担当課		技術担当課		庶務担当課

（注1）これまでも「庁舎の確認」として各事業所で確認を行うこととなっていることから、既に役割分担ができている場合は必ずしも本表に合わせる必要はないが、役割分担があいまいな建物については、本表を参考に各事業所で役割分担を明確にする。

（注2）政策連携団体が常駐する建物については履行場所指定の建物に限る。

（注3）契約・協定等の内容で異なることから、発注部所で役割分担を決定する。また、庶務担当課から営繕課へ依頼することも可能

（注4）簡易・本診断後の対応決定や技術担当課の本診断に当たっては、技術的な支援を営繕課に依頼可能

2 庁舎が使用不能となった場合の対応

庁舎等危険度診断等の結果より、庁舎が使用不能と判断された場合は、系列内で最寄りの被害を受けていない建物のうち、空きスペース等を代替庁舎として使用する。確保できない場合は、系列外にも対象を広げて確保していく。

3 庁舎・通信被害状況の震災情報システムへの入力

各施設における危険度診断等の確認が完了した時点で、震災情報システム内の「庁舎・通信・システム被害状況」に被災状況を入力する。庁舎の危険度診断については簡易診断チェックリストを作成し、添付する。各庁舎や通信状況に変更があった場合には、その都度更新する。

なお、庁舎・通信被害状況は施設ごとに入力することを原則とするが、当該施設管理部署にて入力が困難な場合には当該施設を管理する二級かい事業所又は当該施設の系列本庁部署へ連絡の上、入力を依頼する。

また、被災状況が不明な施設については、以下の順番に情報班から連絡を行い、庁舎・通信被害状況を確認する。

①当該施設 ②当該施設を管理する二級かい事業所 ③当該施設の系列本庁部署

ただし、資材置き場等、職員が常駐していない施設等については、系列本庁部署に確認連絡を行う。

4 都庁舎の停電対応

大地震等により停電が発生し、都庁への電力供給が止まった場合、自家発電設備が稼働する。水道局 2 1 階から 2 3 階までへの給電については下記のとおり

なお、自家発電設備稼働用の燃料については、財務局にて 4 8 時間分を確保している。

	停電直後～自家発稼働前	自家発稼働後 (停電後 1 5 ～ 3 0 分後)
照明	非常用照明	全フロアで一部点灯。2 2 C 会議室、情報室等についても自動点灯。ただし、財務局での操作となるため、フロア入り口での操作は不可 (注)
1 0 0 V コンセント	使用不可	使用可能
N T T 回線	停電対応電話のみ使用可能	停電対応電話のみ使用可能
水運用電話	使用不可	使用可能
T S - N E T	使用不可 (サーバーへの電源は U P S から確保されているが、ハブの電源が使えなくなるため)	使用可能
防災行政無線 衛星携帯電話 水道局業務用無線	使用可能	使用可能

(注) 照明については、消費電力が大きいので財務局で操作を行う。

また、自家発での給電中は、個別スタンド (照明) についても必要最小限の使用とする。

第4節 東京都災害対策本部等との連絡調整

局は、都本部が設置された場合は、東京都災害対策本部条例等の規定に基づき、都災害対策本部員、都本部連絡員及び通信要員（以下これらを「都災害対策本部要員」という。）を派遣する。

また、同本部の関係組織として、様々な応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体及び事業者で構成する連携チーム（仮称）が設置された場合は、これに連携チーム要員を派遣する。

局は、これら都本部等と連携を保ちながら応急対策を実施する。

要員の種別	担当者	業務内容
都災害対策本部員	局長	都災害対策本部長(知事)の命を受け、次の業務に従事する。 1 東京都災害対策本部条例施行規則第2条の基本方針の審議策定への参与 2 応急給水及び水道施設の措置状況等に係る報告
都本部連絡員(注1)	総務部企画調整課長及び施設計画課長	1 都災害対策本部員の補佐並びに各局及び関係防災機関との連絡調整 2 都本部連絡員調整会議への参加 3 都本部長室の審議に付すべき次の事項に係る提案又は報告 (1) 区市町等関係機関との連絡調整 (2) 都各局、警視庁、他水道事業体、自衛隊等への応援又は派遣の要請 (3) 水道施設の被害及び復旧並びに応急給水活動に関する事項 4 都災害対策本部長の指示事項及び本部長室の審議事項についての局総合統括部への連絡 5 都本部における関連都市施設の被害状況、他の防災機関の活動状況等の調査及び局総合統括部への報告
通信要員(注1)	総務部企画調整課(企画調整担当)及び施設計画課(計画調整担当)	都災害対策本部において次の業務に従事する。 1 都本部連絡員の指示する事項についての総合統括部への伝達 2 局総合統括部と都災害対策本部員及び都本部連絡員との通信連絡
ライフライン調整チーム要員(注2)	各部所の関係職員(都本部の依頼による。)	1 各局、防災機関、関係団体及び事業者で構成するライフライン調整チームにおける情報の共有化等 2 他チーム及び各部門との相互の連携による各種対策の適切な実施

注1 都本部連絡員及び通信要員に業務代行を指名する必要がある場合は、副本部長が別途指定する。

注2 ライフライン調整チーム要員は、都本部の依頼に基づき、本部各班及び応急対策部所より関係職員を選出し、当該チームの活動に従事する。

第5節 他水道事業体、他団体、ボランティア等との連携・協働

職員の再配置をしてもなお、応急対策活動の態勢が不足する場合は、他水道事業体、他団体、ボランティア等に協力を要請する。

また、発災時に円滑に共同態勢を確立するため、あらかじめ他水道事業体、他団体等との協力態勢を構築する。

＜この節の内容＞

- 1 委託契約による協力態勢
- 2 協定・覚書による協力態勢
- 3 その他の協力態勢

1 委託契約による協力態勢

項 目	内 容
関係会社等	1 工事請負単価契約業者 （１）水道緊急工事請負単価契約業者 （２）その他の工事請負単価契約業者 2 指定給水装置工事事業者 3 材料搬送自動車供給単価契約業者

2 他水道事業体等との協力態勢

発災時に他水道事業体等から救援を受けられるよう、以下の協定等により、態勢を構築している（協定等の詳細は資料4及び別添資料を、受入要請等の詳細は東京都水道局受援マニュアルを参照）。

（１）公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）災害時相互応援

日水協の相互応援の枠組に基づき、各会員水道事業体が相互に応急給水、応急復旧等を実施することとしている。発災時の対応の詳細については、日水協が発行する「地震等緊急時対応の手引き」に記載されている。

（２）19大都市水道局災害相互応援

千葉市及び相模原市を除く19政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）間で覚書等を締結し、飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供等について、大都市間で相互に応援を行うものとし、その円滑かつ迅速な実施を図ることとしている。

覚書では都市ごとに応援幹事都市を定めており、当局の応援幹事都市第1順位は横浜市、第2順位は仙台市である。

なお、当局は岡山市の応援幹事都市第3順位となっている。

（３）個別の覚書等に基づく協力体制

(3) 個別の覚書等に基づく協力体制

ア 仙台市水道局

仙台市水道局とは、「東京都水道局と仙台市水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書」を締結しており、発災時には、現地調整隊として次の活動を行う。

- (ア) 救援要請の内容及び規模等の決定に係る支援
- (イ) 上記の決定に必要な被害状況等の調査に係る支援
- (ウ) 被災都府県支部長等との連絡調整の支援
- (エ) 救援受入体制及び救援活動における指揮命令系統の確立に係る支援
- (オ) その他必要な事項

イ 大阪市水道局

大阪市水道局とは、「東京都水道局と大阪市水道局の災害時の救援活動に関する覚書」を締結しており、発災時には、現地調整隊等として次の活動を行う。

- (ア) 日水協（本部、地方支部、府県支部等）、国、その他関係機関との救援要請に係る調整
- (イ) 応急給水活動
- (ウ) 応急復旧活動
- (エ) 応急給水、応急復旧に必要な資機材、燃料及び物資等の提供
- (オ) 工事事業者のあっせん
- (カ) その他の要請のあった事項への協力

ウ 岡山市水道局

岡山市水道局とは、「東京都水道局と岡山市水道局の災害時の救援活動に関する覚書」を締結しており、発災時には、次の活動を行う。

- (ア) 応急給水活動
- (イ) 応急復旧活動
- (ウ) 応急給水、応急復旧に必要な資機材、燃料及び物資等の提供
- (エ) 日水協（本部、地方支部、府県支部等）、国、その他関係機関との連絡調整
- (オ) その他の要請のあった事項への協力

エ 広島市水道局

広島市水道局とは、「東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書」を締結しており、発災時には、次の活動を行う。

- (ア) 応急給水活動
- (イ) 応急復旧活動
- (ウ) 応急給水、応急復旧に必要な資機材、燃料及び物資等の提供
- (エ) 日水協（本部、地方支部、府県支部等）、国、その他関係機関との連絡調整
- (オ) その他の要請のあった事項への協力

オ 茨城県企業局

茨城県企業局とは、「東京都と茨城県との支援拠点活動水道事業体としての活動に関する覚書」を締結しており、災害時には、支援拠点活動水道事業体として次の活動を行う。

- (ア) 対応可能な宿泊施設及び食糧支給事業者の調査
- (イ) 被災事業体及び救援隊に対応可能な宿泊施設の情報提供等、宿泊に関する調整

(ウ) 被災事業者及び食糧支給事業者と調整を行い、配送を含めた食糧の手配

カ 千葉県水道局

千葉県水道局とは、「東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定」を締結しており、発災時には、次の活動を行う。

(ア) 応急給水活動

(イ) 応急復旧活動

(ウ) 応急復旧用資機材の提供

(エ) 管工事業者等の派遣

(オ) その他の特に応援要請のあった事項

(4) 政策連携団体及び関連各団体・企業との協定・覚書

復旧用管材の供給や応急対策活動、車両の供給、燃料の供給等に関して、政策連携団体及び関連各団体・企業と協定・覚書を結んでいる。

3 その他の協力態勢

(1) 都各局、自衛隊等

総務局等の都各局や自衛隊等への協力要請等については、都災害対策本部に設置される「各局・関係機関調整部門」及び「ライフライン調整チーム」を通じ、連携して行う（P30 参照）。

(2) ボランティア

地域防災計画に基づき、東京都災害ボランティアセンター（生活文化スポーツ局及び東京ボランティア・市民活動センターが協働設置）と連携を取りながら調整を行う。

(3) 被災地への局連絡員の派遣

局所的に被害が発生した場合は、被災地の自治体から必要な情報を収集できるよう、被災地への局連絡員の派遣を必要に応じて検討する。

第 2 部 応急対策の活動内容

第 3 章 総合統括部の活動

第 4 章 指揮調整部の活動

第 5 章 後方支援部の活動

第3章 総合統括部の活動（本部各班・応急対策部所等の 情報連絡担当含む。）

この章の内容

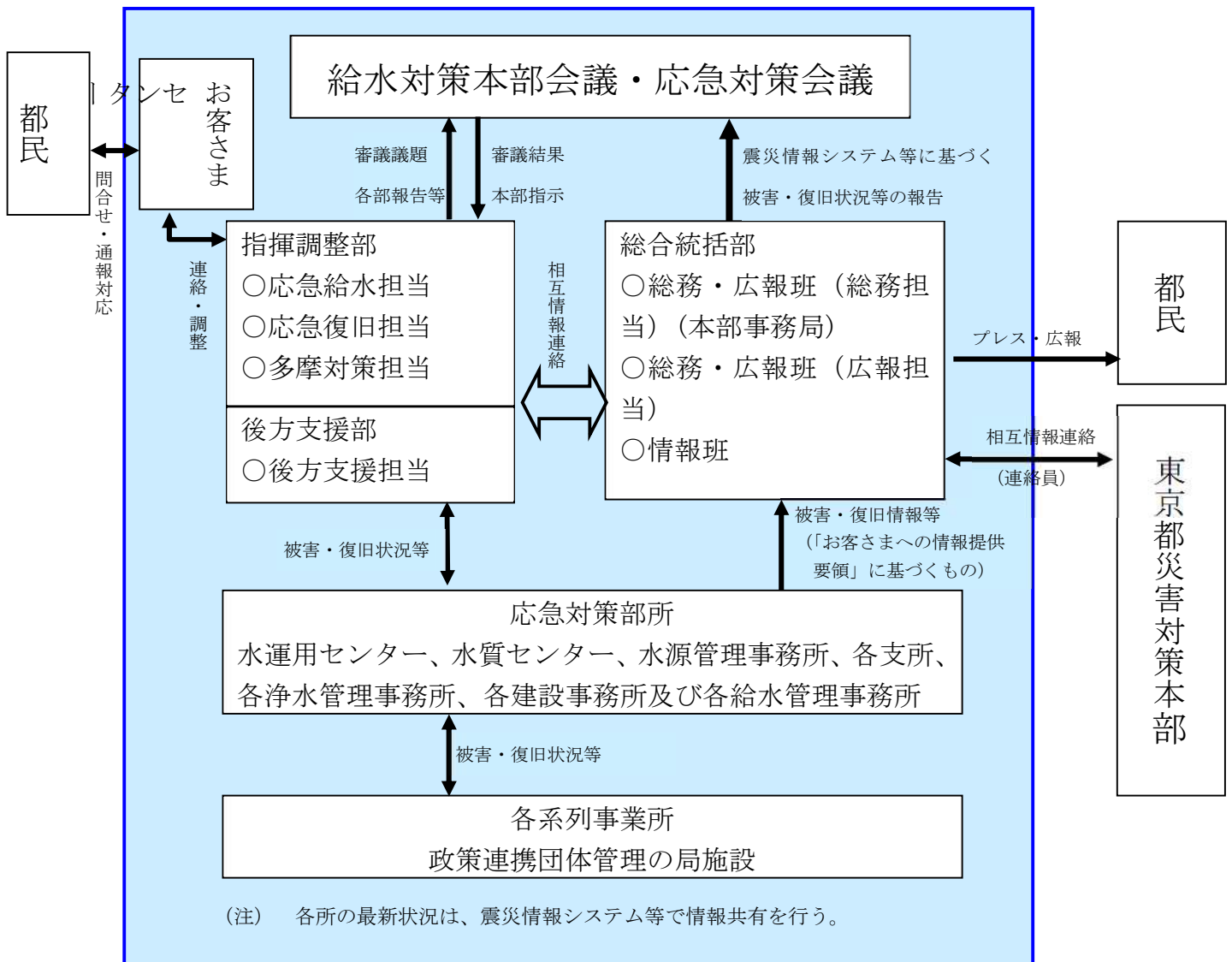
この章では、総合統括部（本部各班・応急対策部所等の情報連絡担当含む。）に係る基本方針について定める。

総合統括部は、総務・広報班及び情報班をもって構成し、2班が適切に連携し、給水対策本部内の調整及び発災時の局全体の指揮・統括を行うとともに、効果的に都民や区市町への情報提供を行う。

＜この章の内容＞

- 1 情報連絡体制
- 2 情報連絡の手段
- 3 活動内容

1 情報連絡体制



2 情報連絡の手段

(1) 音声による情報連絡手段

発災直後に使用する通信手段は、原則、水運用専用電話、衛星携帯電話、業務用無線、東京都防災行政無線の順とする。

なお、業務用無線は、水運用専用電話及び衛星携帯電話での使用が困難な場合の補完手段として使用する。

(2) データ通信による情報連絡手段

ア 震災情報システムを使用する。

なお、管路被害情報は震災マッピングシステムを使用する。

イ 端末は、T S - N E T 端末を使用する。

(3) 一斉通報

東京都防災行政無線及び水運用センターの一斉通報システムを使用する。

あわせて、T S - N E T 端末の一斉メール（グループ設定）を使用する。

一斉通報とは

第一段階として、情報班が東京都防災行政無線により局内18事業所に音声及びFAXにて一斉通報する。通報を受けた事業所にて受信確認ボタンが押されることにより、通報が完了する。

第二段階として、水運用センターが水運用一斉通報システムにより局内関係事業所や関係部署の責任者に一斉通報する。水運用一斉通報システムは、音声の定型文を水運用専用電話により伝えるもので、震度別にあらかじめ登録した連絡先へ連絡をする。

受け手が通報内容を最後まで聞くことで通報が完了する。連絡先が不在又は通話中により通報できない等の場合、通報が完了するまで最大3回の連絡を行う。

3 活動内容

(1) 本部、本部会議・応急対策会議の設置・運営

第2章第1節「給水対策本部の組織・運営」を参照

(2) 情報室の設営

情報室は、都庁第二本庁舎22階の情報室に設置する。ただし、都庁舎機能喪失等により、都庁舎内に情報室の立ち上げが不可能な場合は、情報班長等が情報室多摩分室立ち上げ及び職員の配置転換を決定し、多摩水道改革推進本部庁舎内（庁舎9階B会議室）に情報室多摩分室を設置する。

ア 勤務時間内に発災した場合

情報班は、情報室（第二本庁舎22階）に参集し、情報収集に必要な通信機器等を設営する。

なお、情報室多摩分室を設置した場合、多摩対策担当の職員が一時的に総合統括部の活動を代行し、情報収集に必要な通信機器等を設営する。

イ 夜間、休日等に発災した場合

初動要員（指定待機管理職員、指定管理職員及び局災対住宅（上高田）入居職員）は、情報室（第二本庁舎22階）に参集し、情報収集に必要な通信機器等を設営する。

なお、情報室多摩分室を設置した場合、多摩指定管理職員が情報収集に必要な通信機器等を設営する。

(3) 局長への報告

総務・広報班（総務担当）は、情報室立ち上げ後、速やかに局長に報告し、活動態勢について指示を受ける。

(4) プレス第一報について

情報班及び初動要員は、資料 1 1 に基づき、発災後 1 時間 3 0 分以内を目途に漏水情報等を収集して第一報プレス用資料（案）を作成し、総務・広報班（総務担当）（給水対策本部設置前は総務課ほか所定の送付先）へ送付する。

総務・広報班（総務担当）は、資料 1 1 に基づき、発災後 2 時間以内を目途に、情報班及び初動要員から提出される資料を基に第一報プレス用資料を作成し、本部長へ報告する（給水対策本部設置前の場合は、総務課が作成し、局長に報告する。）。

(5) 情報収集の方法

ア 音声通信等による情報収集

情報班は、被害状況の報告等について、各部署に一齐に指示するため、水運用専用電話による一齐通報を水運用センターへ依頼するとともに、T S - N E T 端末によるメールの一齐送信を行う。

そして、一齐通報に応えた各部署から、音声及び震災情報システムによる被害状況等の報告を受け、情報集約を行う。

また、未報告の部署がある場合は、情報班から通信手段の優先順位に従い連絡通信を行う。

なお、夜間、休日等に発災した場合は、情報班への引継ぎが完了するまでの間、初動要員が代行する。

イ 震災情報システム等による情報収集

総合統括部、指揮調整部、後方支援部、応急対策部所及び系列事業所の情報連絡担当は、T S - N E T 端末にて各種システムを起動し、次表の被害状況等を入力する。

震災情報システム等による通信が不能な場合は、音声による情報連絡手段で情報室に情報連絡する。

また、常に最新の情報となるよう、新しい情報が判明し次第、速やかに入力内容の更新や連絡を行う。

システム名	入力内容
安否・参集確認システム	安否情報・参集予定
震災情報システム	庁舎・通信・システム被害状況 ^(注)
	職員参集状況
	首都中枢機関等被害状況
	施設被害・運用状況
	拠点給水・車両輸送・資器材管理
震災マッピングシステム	管路被害情報
	漏水等の通報情報

(注) 未入力状態で被災状況が不明な施設については、以下の順番に情報班から連絡を行

い、庁舎・通信被害状況を確認する。

①当該施設 ②当該施設を管理する二級かい事業所 ③当該施設の系列本庁部署
ただし、資材置き場等、職員が常駐していない施設等については、系列本庁部署に確認連絡をおこなう。

ウ 住民等からの情報収集

住民等から各部所に漏水等の通報があった場合、震災マッピングシステムの通報情報機能に入力する。お客さまセンターは、住民等から寄せられる水道施設や給水に関する異常等の情報を受け付けた場合には、当局関係班（指揮調整部及び後方支援部）へ速やかに情報提供を行う。

なお、配水施設等の被害状況把握の方法として、住民からの電話や、DIS（東京都災害情報システム）、Spectee（SNS の投稿を AI で解析するサービス）など様々な媒体を活用して漏水情報等を収集し、迅速な情報連絡に活用するとともに、効率的な応急復旧作業へ反映させる。

（６）収集する情報の種類

ア 当局の被害・対応状況

各班は「給水対策本部設置時のお客さま等への情報提供要領（資料１２）」に基づき、給水対策本部設置後１時間ごとに、所管応急対策部所情報を「当局の被害・対応状況」に整理し情報班へ送付する。集計中などのため全体状況の把握が困難な場合でも、迅速に公表が必要と判断される情報については、逐次集計の途中経過をまとめる。

情報班は、各班から得た情報を基に、「当局の被害・対応状況」を作成し、総務・広報班（総務担当）へ送付する。総務広報班（総務担当）が本部長への報告を行った後は、震災情報システムへ入力し、各班へ情報共有する。

イ プレス用資料

（ア）総務広報班（総務担当）は、「給水対策本部設置時のお客さま等への情報提供要領（資料１２）」に基づき、情報班から提供される「当局の被害・対応状況」を参考に、都本部に提出するプレス用資料を作成し、本部長へ報告する。

（イ）指揮調整部及び後方支援部は、緊急に審議・報告・プレス発表すべき情報がある場合は、適宜、総務・広報班（総務担当）を通して本部長へ報告を行う。

ウ 都本部からの情報

（７）都本部への報告（資料９及び資料１０、資料１２）

ア 総務・広報班（総務担当）はプレス発表資料を都本部へ報告する。

イ 総務・広報班（総務担当）は上記以外に報告すべき情報がある場合は、適時都本部へ報告を行う。

ウ 総務・広報班（総務担当）は都本部へ報告した事項について下水道局へ情報提供を行う。

（８）区市町・都民等への情報提供（資料９及び資料１０、資料１２）

ア 総務・広報班（総務担当）は、プレス発表した内容について、区市町へ情報提供を行う。

イ 総務・広報班（広報担当）は、震災情報システム掲示板に掲出された「当局の被害・対応状況」及びプレスで発表した資料に基づき、広報活動を行う。

ウ 支所、営業所、給水管理事務所など各事業所は、「当局の被害・対応状況」及び、所管区内における応急給水に関する情報や、断水や復旧に関する情報など、局本部へ報告した内容でプレスに載らなかった、より詳細な情報について、関係する区市町と下水道局事業所へ情報

提供する。

エ 応急給水班は、総務・広報班（広報担当）から情報提供された水道施設の被害状況、復旧状況、応急給水の状況などの情報について、お客さまセンターへ連絡し、住民等からの問合せ対応に必要な調整・指示を行う。

オ 総務・広報班に限らず、X（旧 Twitter）で情報を発信できる権限を付与された者は、当局の被害・対応の概要など必要な情報を、迅速に発信する。

（９）プレス対応

総務・広報班（総務担当）は、都本部へ報告した事項について、適宜プレス対応を行う。

（１０）他水道事業体等からの応援要請及び受入調整

総務・広報班（総務担当）は、東京都水道局受援マニュアルに基づき、調整を行う。

（１１）構成員、活動場所、業務内容等

ア 構成員及び活動場所

	構成員	活動場所
総務・広報班 （総務担当）	1 総務課及び主計課の職員	1 2 2階執務スペース
総務・広報班 （広報担当）	1 サービス推進課の職員	1 2 3階執務スペース
情報班	1 総務部企画調整課及び施設計画課の職員 2 夜間、休日等に発災した場合は、上記職員が参集し引継ぎが完了するまでの間、初動要員が代行する。	1 情報室（第二本庁舎 2 2 階） 2 情報室が使用不能な場合、情報室多摩分室（庁舎 9 階 B 会議室）
各部、各応急対策部所等	指揮調整部、後方支援部、各応急対応部所等が指定した情報連絡担当	指揮調整部、後方支援部、各応急対応部所等が指定した場所

イ 業務内容

	主 な 内 容
総務・広報班（総務担当）	1 本部設置、本部会議・応急対策会議の運営 2 本部内の調整及び統括的な指揮を実施 3 都本部、都復興本部及び区市町との連絡調整 4 厚生労働省及び保健医療局との連絡調整 5 他水道事業体等への協力要請 6 他水道事業体等応援部隊との調整 7 本部各班及び応急対策部所間における職員の再配置に係る調整 8 プレス対応 9 地震発生後の庁舎等の管理及び安全対策 10 緊急通行車両標章等の交付 （注）局・政策連携団体・単契業者（契約ごとに各社1台）等の車両については、事前に届出済証を発行 11 ボランティアの受入れ 12 職員移動用バスの運行管理 13 芝給水所への資機材管理要員配置
総務・広報班（広報担当）	1 地震発生直後の広報 2 応急対策開始時の広報 3 応急対策の進捗に伴う広報 4 応急対策部所等との広報活動に係る調整
情報班	1 被害・復旧状況等の情報の収集、提供及び分析 2 情報室の設営 3 局内一斉通報の実施 4 都本部連絡員及び都本部通信要員の派遣 5 震災情報システムの運用管理
各部、各応急対策部所等の情報連絡担当	1 情報班との連絡調整 2 情報班への情報提供 3 情報の内部周知 4 所属部所の情報集約 5 地域広報

第4章 指揮調整部の活動

第1節 応急復旧担当の活動

第2節 応急給水担当の活動

第3節 多摩対策担当の活動

この章の内容

この章では、指揮調整部各担当（各班）の応急対策に係る基本方針について定める。

第1節 応急復旧担当の活動

応急復旧担当は、震災等により被害を受けた水道施設の応急復旧を行う。

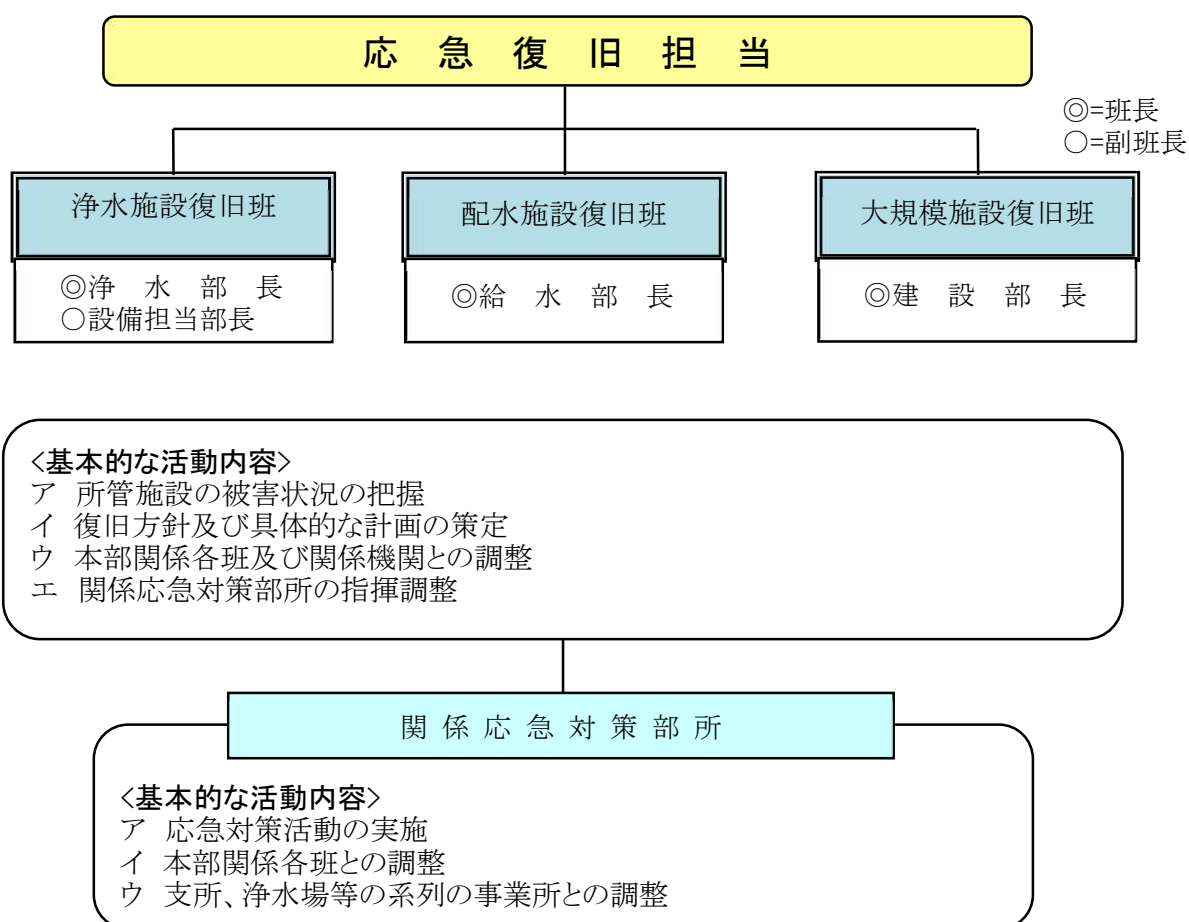
浄水施設復旧班、配水施設復旧班、大規模施設復旧班及び関係する応急対策部所の基本的な活動内容は次のとおりとする。

＜この節の内容＞

- 1 活動内容の概要
- 2 浄水施設復旧班の活動
- 3 配水施設復旧班の活動
- 4 大規模施設復旧班の活動
- 5 関係応急対策部所の活動

1 活動内容の概要

＜応急復旧担当の基本的な活動内容概要図＞



2 浄水施設復旧班の活動

(1) 浄水施設復旧班の活動

浄水施設等の被害状況、水質の状況等を把握し、水運用センターと調整を行いながら、水運用方針に関わる計画を具体的に定めて関係応急対策部所を指揮調整するほか、これに伴う本部関係各班及び関係機関との調整を行った結果を、原則、毎時情報班へ被害及び対応状況を報告する（資料 1 2 に記載の様式「当局の被害・対応状況」等による報告）。

浄水施設等の復旧に当たっては、浄水施設等の復旧計画や、局の復旧方針に基づき、関係する応急対策部所の指揮・調整を行うとともに、必要に応じて大規模施設復旧班に復旧要請を行う。

項 目	内 容
被害状況の把握	1 浄水施設等の被害状況の把握 2 水質の状況等の把握
水運用方針及び施設等の復旧方針に係る計画の策定	1 全体水配計画（浄水系統）の作成 2 浄水場（所）、給水所等のポンプ圧の設定 3 送・配水管路の選択 4 水配計画に係る分岐管路の整理 5 浄水場（所）、給水所等の復旧優先順位の指定 6 復旧態勢の整備
調 整 事 項	1 本部関係各班及び水運用センターとの調整 2 浄水場（所）、給水所等の受電 3 緊急取水 4 浄水施設における復旧の応援受入れ

3 配水施設復旧班の活動

(1) 配水施設復旧班の活動

配水施設等の被害状況を把握し、復旧方針に関わる計画を具体的に定めて関係応急対策部所を指揮調整するほか、これに伴う本部関係各班、関係会社及び関係機関との調整を行った結果を、原則、毎時情報班へ被害及び対応状況を報告する（資料 1 2 に記載の様式「当局の被害・対応状況」等による報告）。

また、送・配水幹線の復旧に当たっては、復旧方針に基づき関係する応急対策部所等の指揮・調整を行うとともに、必要に応じて大規模施設復旧班に復旧要請を行う。

なお、水道緊急隊は、配水施設復旧班直属の機動部隊として、首都中枢機関等（資料 3 参照）への供給ルート確保等首都機能の維持を目的とした諸活動を行う。

項 目	内 容
被害状況の把握	配水施設、給水装置等の被害状況の把握
配水施設等の復旧計画の策定	1 支所水配計画（配水系統）の調整及び把握 2 各支所復旧計画の調整及び把握 3 復旧態勢の整備 4 復旧用資機材の確保
調 整 事 項	1 本部関係各班との調整 2 各支所の指揮調整 3 関係機関との連絡及び調整 道路管理者、交通管理者、他企業等との連絡及び調整

4 大規模施設復旧班の活動

建設部系列の施工中工事現場の被害状況及び保安措置状況を把握する。

また、浄水施設復旧班及び配水施設復旧班からの要請を受け、浄水場（所）、給水所等の大規模構造物及び送・配水幹線の具体的な復旧計画や局の復旧方針に基づき、関係応急対策部所を指揮調整するとともに、これに伴う関係機関との調整を行った結果を、原則、毎時情報班へ被害及び対応状況を報告する（資料 1 2 に記載の様式「当局の被害・対応状況」等による報告）。

項 目	内 容
被害状況の把握	1 建設部系列の施工中工事現場の被害状況及び保安措置状況の把握 2 浄水施設復旧班及び配水施設復旧班から大規模構造物及び送・配水幹線の被害状況の情報を取得
大規模構造物及び送・配水幹線の復旧計画の策定	1 復旧箇所及び復旧順序の指定 2 復旧方法の選定（本復旧、仮復旧等） 3 復旧態勢の整備 4 復旧用資機材の確保
調 整 事 項	1 浄水施設復旧班及び配水施設復旧班との調整 2 建設事務所との連絡及び指揮調整 3 関係機関との連絡及び調整 道路管理者、交通管理者、他企業等との連絡及び調整 4 関係会社への復旧協力要請 震災時の応援復旧支援業者への協力要請

5 関係応急対策部所の活動

関係応急対策部所は、まず所管する水道施設及び工事現場を点検し、被害状況を把握するとともに応急措置を行う。その後は、本部関係各班の指示に基づき、水道施設の運用及び復旧作業を行う。

＜基本的な活動内容＞

- ア 貯水・取水・導水施設の点検、復旧等
- イ 浄水場（所）、給水所等の点検、復旧等
- ウ 送・配水管路の被害状況の把握及び復旧活動等
- エ 宅地内給水装置の復旧活動
- オ 工事現場の点検及び保安措置
- カ 水道水源林及び関係施設の点検、復旧等
- キ 関係機関との調整（区及び下水道局との連絡体制については資料 9 及び資料 10 を参照）

第2節 応急給水担当の活動

応急給水担当は、給水状況、住民の避難状況、水道施設の復旧状況等必要な情報を迅速かつ的確に把握し、応急給水に係る計画を具体的に定めて、応急給水活動を行う。

応急給水班の基本的な活動内容は次のとおりとする。

＜この節の内容＞

- 1 応急給水の方法
- 2 応急給水班等の業務内容
- 3 応急給水活動

1 応急給水の方法

- (1) 災害時給水ステーション（給水拠点）（浄水場（所）、給水所等）における応急給水
- (2) 災害時給水ステーション（車両輸送）における応急給水
- (3) 災害時給水ステーション（避難所等）における応急給水

なお、人命に関わることから、医療施設の断水が発生した場合は、給水車による医療施設等への応急給水を最優先とする。

2 応急給水班等の業務内容

項 目		内 容
応急給水班		1 応急給水計画の作成 2 支所、営業所及び本部関係各班との調整（原則、毎時情報班への被害及び対応状況報告を含む。） 3 飲料水の車両輸送に係る調整 4 応急給水用資器材の配備及び車両の調達 5 区、都各局、他水道事業体及び自衛隊との連絡調整及び配置 6 一般ボランティアの協力要請に係る総務・広報班（総務担当）との調整 7 都民からの問合せ・通報対応（お客さまセンターのみ） 8 その他関係機関との調整 9 情報班へ対応状況を報告（原則、毎時）（資料1 2に記載の様式「当局の被害・対応状況」等による報告）
支 所	庶務・調達 担当	1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報
	応急給水 担当	1 本部応急給水班との連絡調整 2 営業所との連絡調整 3 応急給水の記録 4 仮設給水栓の設置依頼 5 区との連絡調整
	給 水 装 置 復旧担当	1 仮設給水栓の設置

浄水管理事務所 研修・開発センター ^(注)	1 災害時給水ステーション（給水拠点）の開設 2 給水車への注水 3 支所及び営業所との連絡調整 4 区等関係機関との連絡調整 5 応急給水の記録
水道緊急隊	1 保健医療局等の関係部署から要請があった医療施設等への特に緊急を要する応急給水（車両輸送による。） 2 上記の応急給水に係る記録
営業所等	1 応急給水担当（作業班）の編成 2 災害時給水ステーション（給水拠点）における応急給水 3 災害時給水ステーション（車両輸送）における応急給水 4 災害時給水ステーション（避難所等）の消火栓等における応急給水 5 応急給水状況の把握及び記録 6 支所、災害時給水ステーション（給水拠点）等との連絡調整 7 区等関係機関との調整 8 応急給水に関する広報

（注）玉川給水所での応急給水活動。

3 応急給水活動

（１） 災害時給水ステーション（給水拠点）

項 目	内 容
基本方針	1 浄水場（所）、給水所等においては、施設の運転管理及び応急給水用資器材の設置は当局が行い、住民等への応急給水活動は区が行う。 2 応急給水槽においては、施設の運転管理、応急給水用資器材の設置及び住民への応急給水活動の全てを区が行う。 3 給水拠点において、貯留水の不足や施設が停止しているために応急給水できない場合（以下「水を供給できない給水拠点」という。）は、管路復旧状況や当該給水拠点の水道需要等を踏まえ、当該拠点又はその近隣で、車両輸送や消火栓等からの応急給水により対応する。 なお、仮設水槽、応急給水用資器材の設置、水の輸送及び消火栓等からの応急給水用資器材の設置は当局が行い、住民への応急給水活動は区が行う。 4 浄水場（所）、給水所等においては、原則として分画化区域において住民への応急給水を行うが、分画化区域への給水管や分画化区域内の設備（常設給水栓及び応急給水口）が被害を受けるなどして応急給水ができない場合は、次のように対応する。 （１）分画化区域外の応急給水口から応急給水を行う。 （２）（１）による対応ができない場合、配水池を汚染するおそれのない場合に限り、配水池からホースでくみ出し行う。 5 給水所等においては配水池容量の３分の１を応急給水のための確保水量として運用する。

要 員	1 非常配備態勢及び準特別非常配備態勢の場合 営業所ごとに所属職員が班を編成し、あらかじめ指定された災害時給水ステーション（給水拠点）に出動する。 指定された災害時給水ステーション（給水拠点）がない場合は、管内他事業所の補助など支所長の指示に従う。 2 特別非常配備態勢の場合 （１）拠点給水要員として指定された職員が、あらかじめ指定された災害時給水ステーション（給水拠点）に参集し応急給水資器材の設置等を行う。 （２）拠点給水要員は、営業所及びその他事務系職員（本部各班、研修・開発センター及び支所庶務担当の職員）の一部により構成する。
活動内容	1 災害時給水ステーション（給水拠点）に配備されている応急給水用資器材を設置する。 また、給水タンク車への注水作業を行う。 2 災害時給水ステーション（給水拠点）との情報連絡及び物資輸送等は、あらかじめ担当の営業所を指定して行う。 3 担当営業所は情報連絡及び物資輸送等の要請があったら速やかに所属する支所庶務担当へ連絡する。

（２）災害時給水ステーション（車両輸送）

項 目	内 容
基本方針	1 震災時の災害時給水ステーション（車両輸送）は、次の場合に局が開設する。 （１）医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、所在地区の関係行政機関から、保健医療局等の関係部署を通じて緊急要請があった場合 （２）水を供給できない給水拠点において、関係行政機関からの要請や管路復旧状況、当該給水拠点の水道需要等から、引き続き当該拠点又はその近隣で水を供給する必要があると認める場合 （３）災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2 km以上離れている避難場所で、関係行政機関から要請があり、必要があると認める場合 （４）（３）以外の避難場所又は避難所で、関係行政機関から要請があり、必要があると認める場合 （５）その他、応急給水班長が特に認める場合 2 応急給水要請数が給水車等の対応箇所数を超える場合の対応順位については、原則、以下のとおりとする。

	対応 順位	対象 施設	対象施設における給水の優先順位
	第 1 順位	病院等	病院等の種別では、災害拠点病院、災害拠点 連携病院、災害医療支援病院、人工透析医療 施設、重症重度心身障害児(者)施設等の福 祉施設の順
	第 2 順位	水を供給 できない 給水拠点	給水拠点へ集まった住民の数に応じて、優 先順位を決定
	第 3 順位	避難所	給水拠点からの距離、避難者数、仮設水槽の 有無の順で検討し、優先順位を決定
	その他		主要駅、遺体収容所など要請内容を精査し て優先度を受付時に判断（公共施設に限定）
	但し、避難所の対応順位について、要請状況等によっては、上記の限 りでない。		
要 員	1 営業所の車両輸送班 2 水道緊急隊 3 給水車運転要員登録制度の登録者である、給水車運転要員		
使用車両	1 水道緊急隊及び各給水管理事務所・給水事務所が管理する給水車 2 各支所、総務部、研修・開発センターが管理する緊急給水車 3 営業所が管理する局有車 4 他水道事業体が保有する給水車 5 局保有の給水タンク等を積載した、民間業者が保有する車両		
活動内容	1 保健医療局等の関係部署からの要請内容に基づき、他水道事業体の 給水車など各車両に対して、給水場所、給水量等の指示を行う。 2 指示を受けた各車両は、災害時給水ステーション（給水拠点）にお いて、給水タンクへ注水後、要請機関等への車両輸送を実施する。 3 応急給水活動時間は、原則、午前 8 時から午後 7 時とする。 4 住民、施設管理者等への給水活動は、区、施設管理者等が行う。 5 給水場所では、病院等施設の受水槽、区が設置する仮設水槽等へ給 水する。 なお、必要に応じて、局保有の組立式仮設水槽を応急給水場所へ設 置する。		

(注) 上記以外に、自衛隊及び民間事業者等が保有する給水車についても応援を要請することがある。

(3) 災害時給水ステーション（避難所等）

項 目	内 容
基本方針	1 災害時給水ステーション（避難所等）の開設 (1) 避難所応急給水栓を活用する応急給水と消火栓等を活用する応急給水の2通りがあり、避難所に設置された応急給水栓、公道上の消火栓や排水栓までの管路が正常（断水、濁水などがない）な場合に開設することができる。 (2) 区により開設する場合、局は開設時に区から通水状況等の確認を求められ、区に対して回答を行う。 (3) 消火栓等からの応急給水は、局の判断により局による開設も行う。 (4) 管路が正常な場合に限られるが、災害時給水ステーション（給水拠点）より身近な場所で水を配ることが可能であり、災害時給水ステーション（車両輸送）より継続的に大量の水を効率的に配ることが可能である。 (5) 管路が正常な場合に限られていることを考慮し、応急給水計画上、災害時給水ステーション（給水拠点）や（車両輸送）を補完する役割とする。 2 留意事項 (1) 消火栓等を活用した応急給水は、消火活動に支障を来さない消火栓等を使用する。 (2) 車両輸送の必要がある応急給水計画上の拠点で、周辺に活用できる消火栓等がある場合は、状況に応じ、適宜仮設給水栓による応急給水に切り替え、応急給水の実効性を高める。（局の判断により、局が開設を行う場合） (3) 局は、区から通水状況等の確認を求められた場合、断水、濁水等の確認に加え、首都中枢機関や災害拠点病院など優先する施設への水の供給ルートに支障とならないか否かを確認する。
要 員	①避難所応急給水栓を活用した応急給水 応急給水用資器材の設置及び撤去は、区職員が行う。 ②消火栓等を活用した応急給水 消火栓等からの仮設給水栓の設置及び撤去は、給水装置復旧担当及び営業所が行う。ただし、あらかじめ区に資器材を貸与した場合は、区職員が行う。
活動内容	① 避難所応急給水栓を活用した応急給水 局（支所配水課及び給水課職員）が必要に応じて排水作業を行うため、排水作業中は応急給水に使用できない。排水作業を行う場合は、作業終了後に区が応急給水作業を行う。 ②消火栓等を活用した応急給水 局は、仮設給水栓設置から区職員到着までの間給水活動等を行い、区職員の到着後は、対応を区職員へ引き継ぐ。

< 応急給水活動の概要 >

応急給水の 種別		概 要	役 割 分 担	
			局	区
災害時給水ステーション (給水拠点)	浄水場（所）・ 給水所の改造 (注) 前	応急給水用資器材の設置を行 うほか、給水車等への注水作業、 住民への給水活動を実施する。	1 応急給水用資器材 の設置 2 住民への給水活動 (区へ引き継ぐまで) 3 給水車等への注水 作業	住民への給水活動
	浄水場（所）・ 給水所の改 造（注）後	浄水場（所）、給水所等におい て、応急給水エリアの鍵を局職 員又は区職員等が解錠し、資器 材の設置が不要な蛇口等から、 応急給水活動を実施する。	1 施設被害等によ り、応急給水資器材 の設置が必要な場合 は、資器材設置を行 う。 2 給水車等への注水 作業	住民への給水活動
	応急給水槽	応急給水用資器材の設置を行 い、住民への給水活動を実施す る。	——	1 応急給水用資 器材の設置 2 住民への給水 活動
災害時給水ステーショ ン（車両輸送）		災害時給水ステーション（給 水拠点）からおおむね2 k m以 上離れている避難場所が必要が あると認める場合、保健医療局 等の関係部署から応急給水の要 請があった医療施設、福祉施設、 水が供給できない給水拠点等 について、状況に応じて実施す る。	1 車両、仮設水槽へ の注水 2 水の輸送 3 要請機関等へ給水 場所の情報確認（避難 者数、仮設水槽の設置 等)	1 住民、施設利 用者等への給水 活動 2 仮設水槽の設 置・管理
災害時給水ステーショ ン（避難所等）	避難所応急給 水栓	局から区へ譲渡した資器材を 使用し、避難所等に保管してあ る応急給水栓を用いて、区が局 へ通水状況等の状況を確認した 上で、応急給水を行う。	（区からの連絡に伴 う）通水状況等の確 認	1 局へ通水状況 等の確認 2 応急給水用資 器材の設置 3 住民への給水 活動

	消火栓等 (注) 区へ貸与した資器材を使用する場合	局から区へ貸与した資器材を使用し、あらかじめ局が指定した避難所や区所有の施設などの応急給水実施場所において、区が局へ通水状況等の状況を確認した上で、応急給水を行う。	(区からの連絡に伴う) 通水状況等の確認	1 局へ通水状況等の確認 2 仮設給水栓の設置 3 住民への給水活動
	消火栓等 (注) 上記以外	病院、福祉施設、水を供給できない給水拠点及び多量の水が必要となる避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施する。	1 仮設給水栓の設置 2 住民への給水活動 (区へ引き継ぐまで)	住民への給水活動

(注) 改造とは、浄水場、給水所等の一部を柵で仕切った応急給水活動区域に常設給水栓等を設置して、局職員の到着前に区職員、地域住民等が応急給水活動を行えるように整備することである。

(注) 応急給水を行うために水道施設の仮復旧（応急仮配管等）が必要となる場合は、配水施設復旧班と調整する。

第3節 多摩対策担当の活動

多摩地区における応急対策については、多摩対策担当多摩調整班が、給水管理事務所及び給水事務所（以下「給水管理事務所等」という。）と連絡調整を行いながら、多摩大規模施設復旧班と協力して実施する。

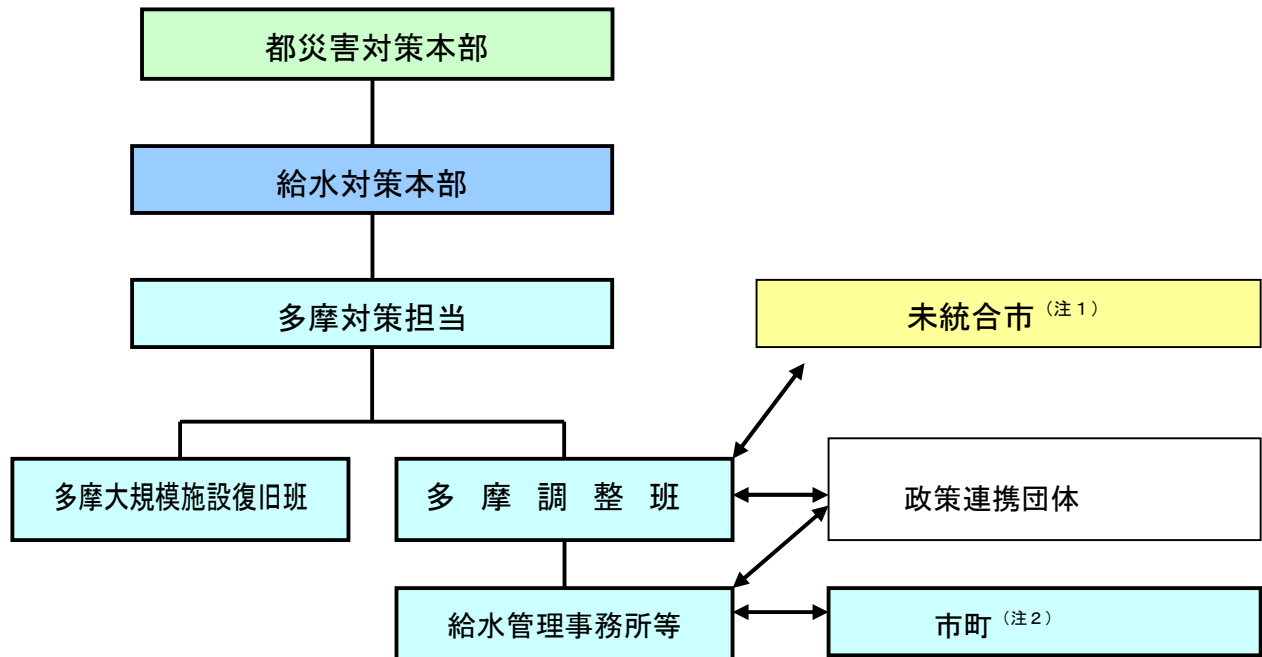
また、この章に定めのない事項については、各章に定めるところに準じて活動する。

<この節の内容>

- 1 多摩対策担当の活動態勢
- 2 活動内容
- 3 応急対策に係る調整

1 多摩対策担当の活動態勢

〈市町との連携態勢〉



（注1）未統合市とは、給水区域外にある市（武蔵野市、昭島市及び羽村市）を指す。

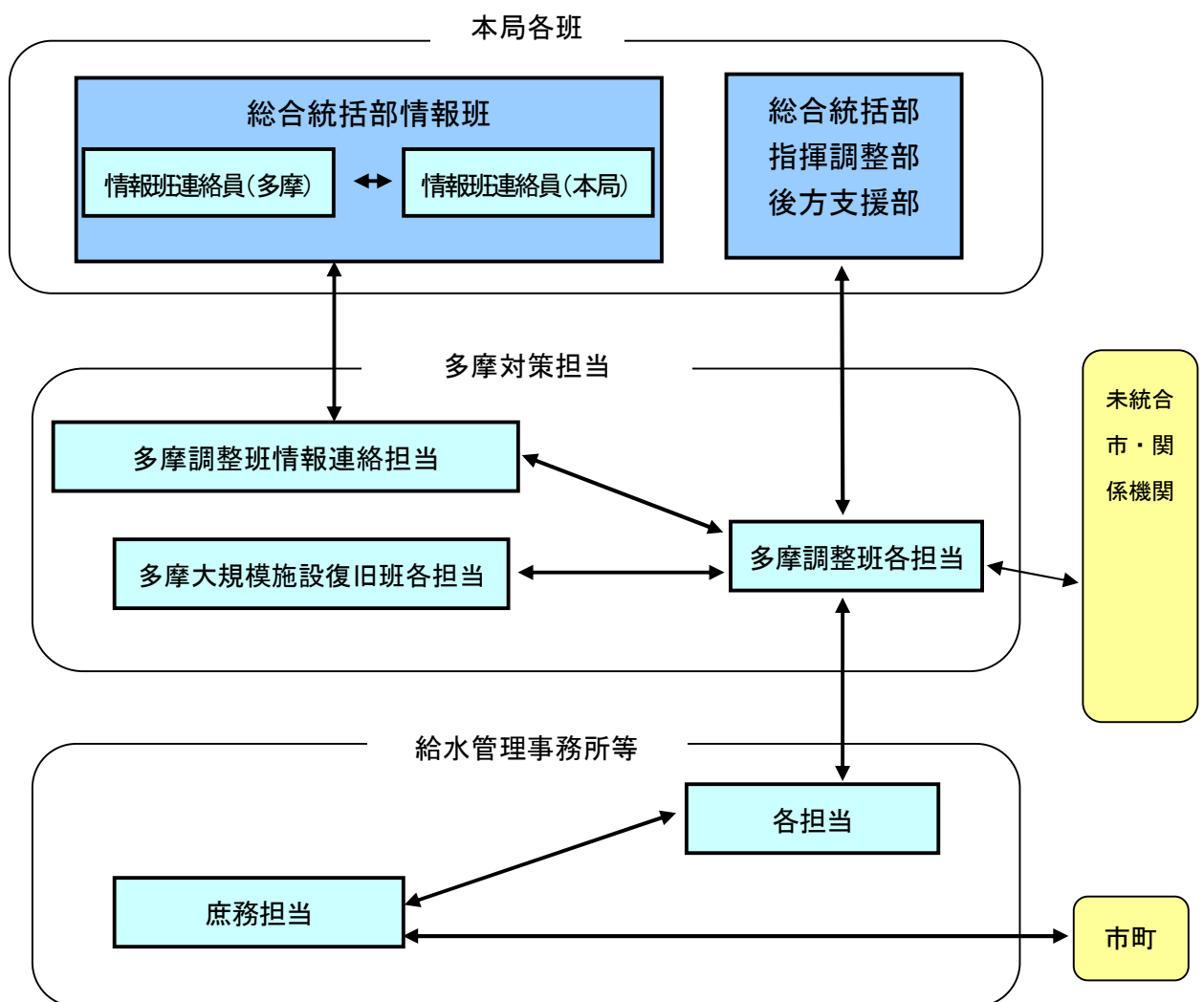
（注2）市町とは、都営水道の給水区域にある市町を指す。

2 活動内容

（1）情報連絡活動

担当の種別	内 容
多摩調整班情報連絡担当	多摩調整班各担当から多摩地区の応急対策に係る情報全般を集約するとともに、応急対策の進行管理を行い、本部長及び総合統括部情報班に報告する。

多摩調整班技術調整担当	また、原則、毎時情報班へ被害及び対応状況を報告する（資料１２に記載の様式「当局の被害・対応状況」等による報告）。 業務遂行に当たり、多摩大規模施設復旧班、給水管理事務所等、東京水道株式会社及び関係機関と詳細情報の連絡調整を行う。
多摩調整班各担当 （情報連絡担当及び技術調整担当を除く。）	業務遂行に当たり、本局各班、給水管理事務所等及び関係機関と詳細情報の連絡調整を行う。
情報班連絡員	必要に応じて総合統括部情報班に常駐し、多摩調整班情報連絡担当及び本局各班連絡員との連絡調整を行う。



(2) 配水調整及び復旧活動

項 目	内 容
送・配水調整等	1 系統変更等により、送・配水確保対策を実施する。 2 地区水源を活用するとともに、配水調整により断水区域の解消対策を実施する。 3 給水管理事務所等から水質異常の連絡があった場合は、多摩調整班の技術調整担当は、職員を派遣し水質検査を実施する。 水運用端末（大CRT）により圧力及び流量の異常の有無を確認するなど、情報を把握した後に、送・配水管路及び給水所等及び給水装置について点検を実施し、被害状況を把握する。
復旧活動	復旧活動は、第4章第1節に定めるところに準じて行う。

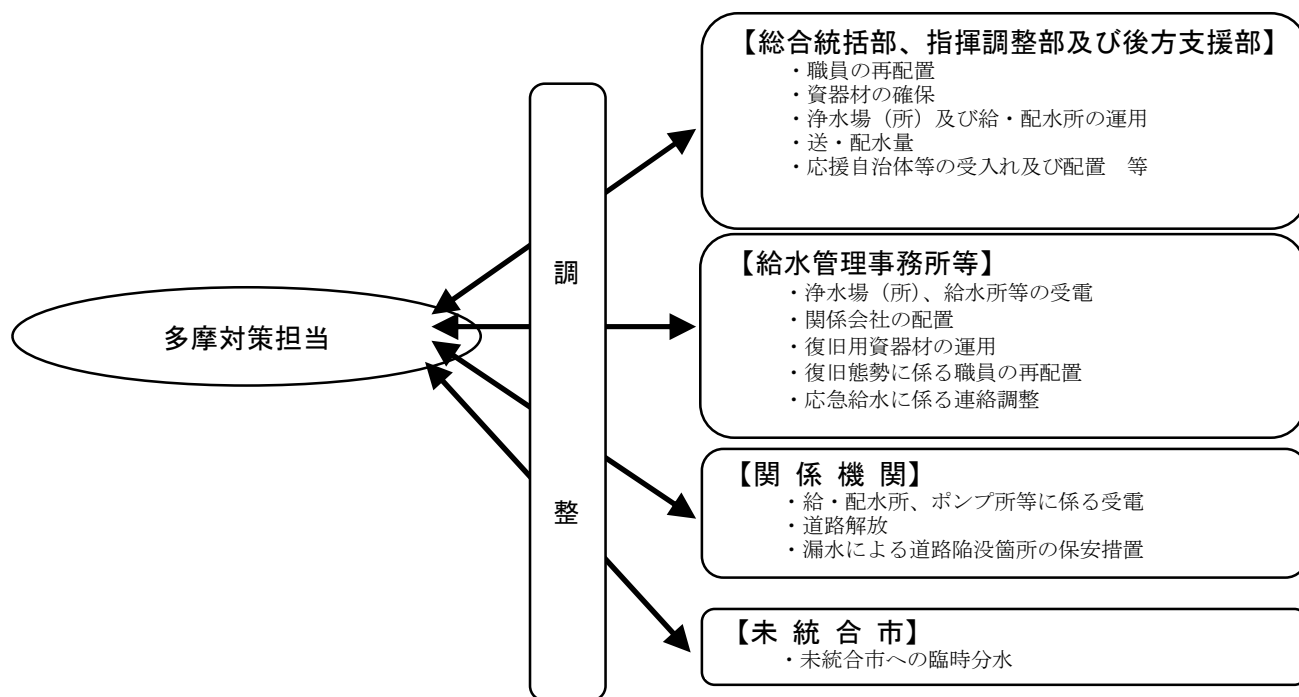
(3) 応急給水活動

応急給水は、多摩対策担当及び給水管理事務所等と市町との役割分担により実施し、給水管理事務所等は、市町と協力して応急給水全般の調整を図る。

なお、業務内容及び活動内容は、第4章第2節に定めるところに準ずる。

3 応急対策に係る調整

多摩対策担当は、応急対策に係る事項について、本局各班、給水管理事務所等、関係機関及び未統合市と調整を行う。



第5章 後方支援部の活動（本部各班・応急対策部所等の 庶務担当含む。）

この章の内容

この章では、後方支援部（本部各班・応急対策部所等の庶務担当含む。）の活動の基本方針について定める。

後方支援担当は、地震発生時に本部各班と応急対策部所が実施する応急対策活動を支援するために必要な活動を行う。

<この節の内容>

- 1 後方支援担当の活動
- 2 本部各班及び応急対策部所の庶務担当の活動

1 後方支援担当の活動

	概 要	基本的な活動内容
職員支援班	○職員への食糧、宿泊用具の配布、職員の救護等を行う。	1 職員、外来者等の安全確認及び負傷者の救護 2 備蓄食糧の支給・調整 3 被服、腕章等の支給 4 休憩・宿泊場所の調整、宿泊用具等の配布 5 職員の医療救護
調 達 班	○本部各班・応急対策部所の要請に基づき、復旧用材料及び資機材等を調達する。	1 管類・車両・燃料の調達、用地の確保 2 資材置場及び貯蔵品の管理運用 3 金銭の出納及び資金管理 4 庁舎等危険度診断 5 緊急時の契約締結に係る調整 6 関係会社等への協力要請

2 本部各班及び応急対策部所の庶務担当の活動

本部各班及び応急対策部所等の庶務担当は、後方支援担当の活動に準じて、班長及び応急対策部所の長の補佐、本部関係各班等との連絡調整、職員の参集、就業状況の把握、給食の実施・実施状況の報告、物品の調達等並びに応急対策活動の記録及び整理等の応急対策支援活動を行う。

なお、本部各班は、原則、毎時情報班へ被害及び対応状況を報告する。

第 3 部 発災後の主な応急対策活動

地震等の発生により、特に大きな混乱が予想される発災後72時間まで及び被害想定に基づく復旧までの期間（概ね2週間）の業務内容と人員計画を整理し、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図っていく。

発災後の業務内容には、震災時に新たに発生する応急対策業務だけでなく、平時から継続する業務（以下「継続業務」という。）を包括している。

なお、東京都業務継続計画において、非常時優先業務の対象期間が1か月程度とされていることから、各班部署においては応急対策活動の状況に応じて発災後概ね2週間経過後も引き続き必要な態勢を確保し活動を行う。

1 局業務の区分

（1）応急対策業務

第1部及び第2部で記載した震災時に新たに発生する業務

（2）継続業務

主なものは次のとおり

ア 浄水場、給水所等の運転管理

イ システムの維持管理

2 発災後の主な応急対策活動

（次ページ以降を参照）

各班・各応急対策部所 共通

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
安全対策等		職員等の安全確認										28
		庁舎等の安全確認及び庁舎等危険度診断に係る調整										20 28
情報連絡活動		通信機器の疎通状況確認、連絡体制の確立										38-39
		局内・政策連携団体等との情報連絡活動（音声及び震災情報システム）										38-39
給水本部会議等		給水対策本部会議、応急対策会議出席、資料作成等										10-12 10-18
参集・態勢等		政策連携団体への出動要請										5
		参集状況の把握（夜間・休日）										19-25
		資金・食糧・医薬品・宿泊場所・被服・腕章等の確保・配給										59
		車両・復旧用資機材・緊急通行車両標章に係る調整										59
		石油燃料等の調達										59
人員再配置		人員再配置及び所管区域変更等の検討										25
広報活動		広報活動										39-41
記録・整理		記録・整理										-
庶務・経理		記録・整理										(通常業務)

総務・広報班(総務担当)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
給水対策本部		本部設置										10-11
		本部会議設置・運営										17-18
関係団体への協力 要請		他水道事業体との受入調整（応援受入本部（研修・開発センター）及び応急給水班）										41-42
			芝給水所への資器材管理要員の配置									42
		都各局、自衛隊等との調整										34
ボランティアの要請等							ボランティアの要請等					34
報道及び取材対応		報道（都災害対策本部を通じたプレス発表及びラジオライフラインによる情報提供）										39-41
		取材対応										39-41
緊急通行車両用標 章等の交付			緊急通行車両用標章等の交付									42
職員移動用バス		職員の再配置検討及び移動用バスの手配										25 42

情報班

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
情報連絡活動		情報室の設営(通信機器疎通状況確認、震災システム災害ID設定)										10 19-25
		初動要員参集	夜間・休日のみ									19-25
		一斉通報・情報収集										38
			被害状況 第一報									39
				情報収集(各班からの被害・復旧状況等の収集)								37-41
				情報提供(当局の被害・対応状況、給水対策本部会議資料の作成など)								39-42
				情報調査・分析(都災害対策本部、マスコミ等からの情報)								39-42
				都本部連絡員および本部通信要員の派遣								31
				震災情報システムの運用								(通常業務)
				ネットワークの運用及び管理								(通常業務)

総務・広報班（広報担当）

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
広報活動	広聴活動											39-42
	本部広報（ホームページX(旧Twitter)による）											39-42
	応急対策部所との広報活動に係る調整											39-42
									局の広報・広聴業務（報道発表に関することを除		(通常業務)	
									情報公開に係る連絡調整及び実施業務		(通常業務)	
									個人情報に係る連絡調整及び実施業務		(通常業務)	

調達班

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ	
調達業務				東京建設業協会への協力要請・建設資機材等調達								32 59	
				用地の確保								32 59	
				車両の調達								59	
				緊急時の契約締結								59	
				庁舎等危険度診断								28-29 59	
貯蔵品出納業務				関係4団体等への協力要請及び材料の調達								6 34 59	
				貯蔵品の保有状況の共有化								6 59	
			資材置場の被害状況の把握及び										6 59
			資材置場及び貯蔵品の運用								6 59		
金銭出納業務				現金確保								59	
			金銭出納と資金管理、審査業務								59		
固定資産業務				固定資産の管理に係る総合調整に関すること								(通常業務)	

職員支援班

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ				
職員参集状況把握		職員の安否状況の把握										59				
		職員の参集及び被災状況の集約										59				
食糧の支給					本庁各部への水・食糧の配布								59			
					備蓄食糧の在庫管理・調整											
被服等の支給				被服等の支給												59
宿泊場所等の確保					本庁職員宿泊者数・宿泊場所の調整								59			
					宿泊用具等の配布											
医療救護		医療救護活動										59				
		災害対策用医薬品の調整										59				

応急給水班

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
災害時給水ステーション(拠点給水)における応急給水		運用状況把握・集約										
		指揮調整(態勢・再配置等に関する連絡調整等)										
災害時給水ステーション(車両輸送)における応急給水		運用状況把握・集約										
		指揮調整(態勢・出動元等に関する連絡調整等)										
		調達班へ雇上車両調達要請										
災害時給水ステーション(避難所等)における応急給水		運用状況把握・集約										
		指揮調整(対応要請等)										
各計画の作成		応急給水活動方針策定										
		応急給水計画作成										
お客さまセンターとの調整等		お客さまセンターとの連絡調整										
他水道事業者への応援要請		応援要請・応援受入調整(給水対策本部付議、総務班調整)										

応急対策部所(支所庶務課及び営業所)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
災害時給水ステーション(給水拠点)における 応急給水 (浄水場(所)・給水所の 改造前)				応急給水の実施及び稼働状況報告								48-54
				給水車の応急給水口への誘導								48-54
災害時給水ステーション(給水拠点)における 応急給水 (浄水場(所)・給水所の 改造後)			応急給水の実施及び稼働状況報告								48-54	
			給水車の応急給水口への誘導								48-54	
災害時給水ステーション(車両輸送)における 応急給水			資器材積載・車両配備								48-54	
			受水態勢整備依頼・出動（要請があり次第実施）及び稼働状況報告								48-54	
災害時給水ステーション(避難所等)における 応急給水			仮設給水栓による応急給水及び稼働状況報告								48-54	
地域広報		地域広報								42		
関係機関との調整		区等関係機関との連絡調整								48-54		
お客様対応		お客様対応								48-54		

浄水施設復旧班

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
施設等の状況把握		水源、貯水、取水、導水、浄水、送水、配水及び工水施設の被害状況・運転状況・復旧状況の把握										45
		大規模構造物の被害状況等についての大規模施設復旧班への情報提供及び復旧依頼										45
水配調整		被害状況に応じた、原水及び送配水に関する水運用調整										45
水質監視の強化		水質状況の把握										45
各計画の作成		復旧計画作成										4 45
		局復旧方針作成										4 45
関係機関との調整等		原水水質に関する連絡調整(国土交通省、他水道事業者、河川管理者等)										45
浄水業務		浄水業務の改善、資産管理、施設の使用許可、協定関連事務										通常業務)

応急対策部所(浄水管理事務所)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
施設等の点検・応急措置等		取水、導水、浄水及び送水施設の被害状況確認、工事現場の点検、応急復旧並びに恒久復旧										45
水配調整		被害状況に応じた、浄水場の水運用調整										45
水質監視の強化		水質監視の強化										45
応急給水の支援		応急給水の支援										48-54
関係機関との調整等												45
		道路埋設物、河川工作物等に関する連絡調整（道路管理者、河川管理者等）										
		関係業者等への復旧依頼										45
		他都市応援者対応										45
浄水場の運転		浄水場の運転・維持管理・連絡調整										(通常業務)

応急対策部所(水源管理事務所)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
施設等の状況確認・ 応急措置等		水源、貯水、取水及び導水施設の被害状況確認、工事現場の点検、応急復旧並びに恒久復旧										45
水配調整		被害状況に応じた、貯水池の水運用調整										45
水質監視の強化		貯水池の水質監視の強化										45
関係機関との調整等			山林、貯水池堤体等の被害状況等に関する連絡調整(道路管理者、河川管理者等)									45
			関係業者等への復旧依頼									45
貯水・取水施設の運 転		貯水・取水施設の運転										(通常業務)

応急対策部所(水運用センター)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
情報連絡活動		本局情報室立ち上げまでの間の 情報連絡業務(休日・夜間のみ)										37-42
		一斉通報(他班からの依頼によるものを含む。)										37-42
		水運用システムの維持管理										(通常業務)
施設等の状況確認・ 応急措置等		送水及び配水施設の被害状況確認、工事現場の点検、応急復旧並びに恒久復旧										45
水配調整		被害状況に応じた、原水及び送配水に関する水運用調整										45
		被害状況に応じた水配計画作成及び各事業所への周知										45
応急給水の支援		応急給水の支援										48-54
関係機関との調整等		関係業者等への復旧依頼										45
給水所の運転		給水所の運転										(通常業務)

応急対策部所(水質センター)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
水質監視の強化		検査設備等の被害状況確認及び水質監視の強化										45 (通常業務)
								水質検査				
浄水薬品の検査								浄水薬品の検査				45
関係機関との調整等			水質事故等に関する連絡調整(他水道事業体、河川管理者等)									45
			関係業者等への復旧依頼									45

配水施設復旧班

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
情報連絡活動		震災マッピングシステム 災害ID設定(時間内)										10 19-23
施設等の状況把握		管路、施設、地域及び工事現場の被害状況の確認並びに運転状況・復旧状況の把握										45-46
			大規模構造物の被害状況等についての大規模施設復旧班への情報提供及び復旧依頼									45-46
		工事現場の保安措置状況の把握及び指示										
水配調整		被害状況に応じた、送配水の水配調整										45-46
各計画の作成								復旧方針作成				4 45-46
他水道事業者への 応援要請								応援要請(給水対策本部付議及び総務・広報班調整)				31-33

配水施設復旧班(水道緊急隊)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
情報連絡活動		震災マッピングシステム 災害ID設定(休日・夜間)										10 19-24
施設等の点検・応急 措置等		震災情報システム入力及び局内関係者等との情報連絡活動										37-42
供給ルート確保		首都中枢機関等への供給ルート確保										4 45
応急給水		保健医療局等の関係部署からの要請に基づく特に緊急を要する応急給水										48-54

※令和6年3月1日以降、夜間・休日等に発災した場合は支所に業務を引継ぐまでの間、特に緊急を要する漏水対応を行う。

応急対策部所(支所)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
施設等の点検・応急措置等		管路、施設及び地域の被害状況確認、工事現場の点検、応急復旧並びに恒久復旧										45-46
水配調整		被害状況に応じた、送配水の配水調整										45-46
各計画の作成								復旧計画作成				4 45-46
応急給水活動支援		仮設給水栓の設置等										48-54
水質状況の確認		水質状況の確認										45-46
関係機関との調整等		道路埋設物、河川工作物等に関する連絡調整(道路管理者、河川管理者等)										45-46
		関係業者等への復旧依頼										45-46
他水道事業者への 応援要請						応援内容調整						45-46

大規模施設復旧班

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ	
施設等の状況把握		建設部関係工事現場の被害及び保安措置状況の把握並びに建設事務所の活動状況の管理											46
浄水施設復旧班及び配水施設復旧班との総合調整		大規模構造物及び送配水管線の被害状況の把握											46
									大規模構造物及び送配水管線の復旧計画策定				4 46
									復旧方針作成				4 46
関係機関との調整等		道路埋設物、河川工作物等に関する連絡調整（道路管理者、河川管理者等）											46
		関係業者等への復旧依頼											46

応急対策部所(建設事務所)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
施設等の点検・応急措置等		建設部関係工事現場の被害及び保安措置状況の把握並びに復旧方針の策定・受注者への復旧指示(仮復旧・本復旧)										46
浄水場、支所等との 総合調整		大規模構造物及び送配水管線の被害状況の把握										46
		大規模構造物及び送配水管線の復旧活動										46
		大規模施設の復旧計画の策定										46
関係機関との調整等												
		道路埋設物、河川工作物等に関する連絡調整(道路管理者、河川管理者等)										46
		関係業者等への復旧依頼										46

多摩調整班(応急給水)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
情報室多摩分室の 設営(本局に情報室 設営不可の場合)		情報室設営(平日は多摩調整班、夜 間休日は多摩指定管理職員)										10 22
班編成		班編成										55-57
災害時給水ステー ション(拠点給水)に おける応急給水		運用状況把握・集約										55-57
		指揮調整(態勢・再配置等に関する連絡調整等)										55-57
災害時給水ステー ション(車両給水)に おける応急給水		運用状況把握・集約										55-57
		指揮調整(態勢・出動元等に関する連絡調整等)										55-57
		調達班へ雇上車両調達要請										55-57
災害時給水ステー ション(避難所等)に おける応急給水		運用状況把握・集約										55-57
		指揮調整(対応要請等)										55-57
各計画の作成		応急給水活動方針策定										4 55-57
		応急給水計画作成										4 55-57
お客さまセンターと の調整等		お客さまセンターとの連絡調整										55-57
他水道事業体への 応援要請		応援要請・応援受入調整(給水対策本部付議及び総務班調整)										55-57
多摩地区の営業業務		多摩地区の営業業務に係る調整										(通常業務)
		多摩地区の営業業務に係る指導及び統括										(通常業務)

多摩調整班(応急復旧)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
施設等の状況把握		水源、取水、導水、浄水、送水、配水、給水、地域及び工事現場の被害状況・運転状況・復旧状況の把握										55-57
		浄水所・給水所・送配水管路の被害状況等についての多摩大規模施設復旧班への情報提供及び復旧依頼										55-57
水配調整		被害状況に応じた、原水及び送配水に関する水運用調整										55-57
		未統合市との水運用調整										55-57
水質監視の強化等		検査設備等の被害状況確認及び水質監視の強化										55-57
		水質事故等に関する連絡調整(他水道事業者、河川管理者等)										55-57
各計画の作成								復旧計画作成				4 55-57
浄水施設復旧班及び配水施設復旧班との総合調整								復旧方針作成				4 55-57
他水道事業者への応援要請			応援要請(給水対策本部付議及び総務班調整)									31-33

多摩大規模施設復旧班

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
施設等の状況把握		施設部関係工事現場の点検・応急措置、応急復旧及び恒久復旧										55-57
		施設部関係工事現場の被害状況・応急措置状況の把握及び対応方針の策定										55-57
多摩調整班との総合調整		浄水所・給水所・送配水管路の被害状況の把握										55-57
						浄水所・給水所・送配水管路の復旧計画策定					4 55-57	
						浄水所・給水所・送配水管路の復旧活動					4 55-57	
関係機関との調整等		道路埋設物、河川工作物等に関する連絡調整（道路管理者、河川管理者等）										55-57
		関係業者等への復旧依頼										55-57

応急対策部所(給水管理事務所)

活動内容	発災	30分後	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	24時間後	48時間後	72時間後	1週間後	2週間後以降	参照 ページ
施設等の点検・応急措置等		取水、導水、浄水、送水、配水、給水及び地域の被害状況確認、工事現場の点検、応急復旧並びに恒久復旧										55-57
水配調整		被害状況に応じた、原水から送配水までの水配調整										55-57
各計画の作成							復旧計画作成					4 55-57
水質状況の確認		水質状況の確認										55-57
関係機関との調整等		道路埋設物、河川工作物等に関する連絡調整(道路管理者、河川管理者等)										55-57
		関係業者等への復旧依頼										55-57
		市等との連絡調整										55-57
他水道事業体の応援受入れ						応援受入れ準備						31-33
応急給水		応急給水拠点の開設状況等を市町村と共有、連絡調整										55-57

3 発災後の必要人員

休日・夜間の発災により、参集職員が十分に集まらないなど、人員が不足する場合は、次の対応を検討する。

(1) 職員の再配置

第2章—第2節—7 (P 2 5) を参照

(2) 他水道事業体等の応援

第2章—第5節(P 3 2)を参照

なお、組織別の必要人員については、別途整理する。

（ 補論 1 ） 「南海トラフ地震臨時情報」と主な対応

第 1 章 「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」（平成29年9月）
を受けた対応について

第 2 章 対策活動

第 3 章 活動内容

第1章 「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」（平成29年9月）を受けた対応について

この章では、「南海トラフ地震臨時情報」が公表された場合の体制整備や対応を図ることについて述べる。

1 「南海トラフ地震臨時情報」が公表された場合の対応

平成29年9月に中央防災会議の防災対応ワーキンググループは「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方」について検討した。検討結果を踏まえて、国は令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を変更した。

気象庁はこの基本計画に基づく防災対応を取りやすくするため、「南海トラフ地震に関する情報」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」等を発表すること定めた。本論では、当該情報が発表された場合に、当局が的確に情報収集や連絡体制を行うことができるよう対策活動を定めるものとする。

2 当局の活動

地域防災計画では、当局の役割として「水道施設の保全」及び「応急給水の準備」が掲げられ、南海トラフ地震臨時情報が発表されたにおいても、飲料水を平常どおり供給することが求められる。

したがって、上記の場合、当局は、地震発生に備えて情報連絡、広報及び水道施設の点検を強化し、必要な保安措置を講じるとともに、地震発生後の応急対策の準備を行う。

情報名	キーワード	キーワード付記条件	都の態勢	都の主な取り組み（全庁）	当局の主な取組
南海トラフ地震臨時情報	調査中	異常な現象が観測され、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催された場合	災害即応態勢	・各局防災担当課長会（仮称）の実施 ・情報共有	・状況に応じて局内関係庶務課長会の実施 ・情報共有
	調査終了	（巨大地震警戒）（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合	—		
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価された場合 ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくり滑りが発生したと評価された場合	非常配備態勢	・災害対策会議の開催 ・国からの情報共有 後の対応について協議	・状況に応じて局内関係庶務課長会の実施 ・状況に応じて給水対策本部会議の開催 ・国や総務局からの情報について局内共有
	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価された場合			・給水対策本部会議の開催 ・国や総務局からの情報について局内共有、今後の対応を協議

第2章 対策活動

この章では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における給水対策本部の設置や職員の活動態勢等、当局の対策活動について定める。

1 給水対策本部の設置

(1) 本部の設置要件

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意及び巨大地震警戒)が発表された場合は、本部の設置を検討し、状況に応じて給水対策本部を設置する。

(2) 本部の組織及び業務

第1部・第2章・第1節・2「本部の組織」・3「本部各部、各班等の業務」と同様とする。

2 職員の活動態勢

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、当局は、都総務局総合防災部から連絡を受け、職員は、次の態勢により活動に従事する。

なお、夜間、休日等に情報が発表された場合、職員は、情報の種別に応じて、所属に参集し活動に従事する。

情報発表条件	活動態勢
調査終了	平常時の態勢を維持しながら、情報の連絡体制を保持し、情報を共有する。
調査中	平常時の態勢を維持しながら、情報の監視を行い、情報を共有する。
巨大地震注意	情報の監視を行い、情報を共有する。 状況に応じて本部の設置を検討し、必要性が認められる場合は給水対策本部を設置する。
巨大地震警戒	初動要員により、直ちに本部の設置準備に入り、給水対策本部を設置する。 本部各班は、あらかじめ定められた活動に従事する。

< 職員の活動態勢の概括図 >

	局の態勢			<参考>都の態勢		
	給水対策本部	初動要員	職員の態勢	都災対本部	総務局総合防災部	職員の態勢
調査中	—	—	—	—	災害即応態勢	あらかじめ指定された職員
調査終了	—	—	—	—	—	—
巨大地震注意	状況に応じて設置	指示を受けて参集	都度定める職員	設置	非常配備態勢	都度定める職員
巨大地震警戒	設置	参集	都度定める職員	設置	非常配備態勢	都度定める職員

第3章 活動内容

南海トラフ地震臨時情報が発表され、給水対策本部を設置した場合は、本部各班は、直ちに地震発生に備えて、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行い、応急対策部所に同様の措置をとるよう指示する。

1 情報連絡活動

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、都総務局は、直ちに防災行政無線、有線電話その他の通信手段により、その旨を都各局等に伝達する。情報班（給水対策本部が設置されるまでは総務部総務課）は、総務局からの通報を受けた場合は、直ちに局内に周知し、情報連絡活動を開始する。

2 平常給水の維持

項 目	内 容
主な対応事項	1 浄水場（所）、給水所等は、必要な配水圧力を確保する。 2 地震発生後の応急給水に備え、災害時給水ステーション（給水拠点）の保有水量を確保する。 3 水質センターは、水質事故の発生に備え水質監視態勢を強化する。 4 水質センターは、河川等水源水質の監視を強化する。

3 保安点検措置

水道及び旧工業用水道の施設の保安点検は、次により行うほか、事業所ごとに別に定める保安点検要領に基づき実施する。

項 目	内 容
水道施設の保安点検措置	1 貯水及び取水施設の保安点検 2 浄水場（所）、給水所等の保安点検 3 送・配水管等の漏水に対する措置 4 応急給水槽の保安点検
工事現場の保安点検措置	1 当局の工事現場の保安点検措置 2 他企業の工事現場内の当局施設の保安要請
水源林の保安点検措置	避難通報の告知及び林道使用者のり災防止措置

4 応急給水活動の準備

項 目	内 容
浄水場（所）、給水所等における作業	応急給水用資器材の点検及び準備
支所及び営業所における作業	1 応急給水用資器材の点検及び準備 2 関係会社の輸送用車両の手配及び受入れ

5 応急対策支援活動の準備

本部後方支援担当は、次により活動の準備を行う。

また、本部各班、応急対策部所の庶務担当は、後方支援担当の活動に準じて活動する。

項 目	内 容
庁舎関係の安全対策	1 庁舎内の安全確認 2 非常持ち出し文書の搬出の準備
関係会社への協力 要請及び確認	管材料、車両その他の応急給水用資器材等の調達に係る関係会社への 出動の要請、協力の確認等
資材置場等の保安 点検措置	資材置場及び貯蔵品の保安点検措置並びに庫出し準備
広報活動	1 当座の飲料水のくみ置き of 要請 2 地震発生後の避難に当たっての注意事項 3 地震発生後の広報等の実施方法 4 地震発生後における住民への注意事項
応急対策活動の記 録及び整理	局が実施した震災応急対策活動の経過等の整理

（ 補論 2 ） 「東京水道災害救援隊」の派遣

第 1 章 救援要請から派遣までの流れ

第 2 章 東京水道災害救援隊の概要

第1章 救援要請から派遣までの流れ

この章では、大規模な災害等により被災した他事業体から救援要請のあった場合の派遣までの流れ等について述べる。

詳細は、「東京水道災害救援隊-Tokyowater Rescue-」派遣マニュアルを参照

1 要請受理の流れ

ア 相互救援覚書による要請

総務部総務課は、災害時の相互救援の覚書等を締結している仙台市、大阪市、岡山市及び広島市からの救援要請を受ける。

なお、覚書締結水道事業体において、震度6強以上の地震が観測された場合は、次のとおり職員を派遣する。

水道事業体名等	震度6強以上の地震が観測された場合	参考（活動内容）
仙台市水道局	仙台市水道局からの要請を待たずに、要員を派遣	現地調整隊として活動を行う。
大阪市水道局	大阪市水道局と連絡が取れない場合は、日水協等の関係機関と協議の上、自主的に要員を派遣	現地調整隊として活動を行う。
岡山市水道局 広島市水道局	岡山市水道局、広島市水道局と連絡が取れない場合は、日水協等の関係機関と協議の上、自主的に要員を派遣	現地調整隊等と協力して救援活動を行う。

イ 日本水道協会相互応援による要請

総務部総務課は、「(公社)日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、日本水道協会（以下「日水協」という。）関東地方支部長（横浜市）からの救援要請を受理する。

ウ 19大都市相互応援による要請

総務部総務課は、「19大都市水道局災害時相互応援に関する覚書」に基づき、以下のとおり救援要請を受理する。

（ア）横浜市（応援幹事都市第1順位）からの救援要請

総務部総務課は、発災後速やかに横浜市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、救援派遣の必要性を確認する。必要がある場合には、日水協に対し、応援幹事都市としての活動を開始する旨を連絡する。

横浜市との情報通信手段が途絶している場合は、必要に応じて、国、都道府県、日水協等と調整の上、救援要請前でも現地に出動することができる。この場合、横浜市から口頭による救援要請を受けることができる。

なお、仙台市（応援幹事都市第2順位）及び岡山市（応援幹事都市第3順位）が被災した場合は、ア（覚書締結都市相互救援）により救援要請を受ける。

（イ）被災した水道事業体の応援要請を受けた応援幹事都市からの救援要請

救援の要請を受けた応援幹事都市が、被災水道事業体に代わって救援要請を伝達するので、これを受理する。

エ 被災事業体からの救援要請

総務部総務課は、被災事業体（水道事業体、市町村等）から救援要請があった場合は、これ

を受理する。

なお、その被災事業体が、日水協の会員である場合は、日水協の相互応援の枠組みによる救援も可能であることを説明し、必要に応じて関係する日水協関係事業体に情報提供を行う。

救援を決定した場合は、被災事業体から当局（局長）宛てに文書にて救援要請の依頼を受け、別途、費用負担に関する協定を締結する。

2 救援派遣の決定

1により要請があった場合、総務部総務課は、救援要請について局長（給水対策本部が設置されている場合は給水対策本部）に報告し、救援派遣の実施を諮る。派遣決定後、総務部総務課は、派遣体制に係る調整を関係部署と行い、派遣体制について取りまとめ、局長（給水対策本部が設置されている場合は給水対策本部）に報告し、救援派遣体制について決定する。

3 当局の被害確認（東京都内においても地震が発生した場合）

1により要請があった場合において、東京都内（島しょ部を除く。）においても震度5強以下の地震が発生した場合は、当局の被害状況を確認した上で、水道局長が救援派遣を決定する。

なお、東京都水道局震災応急対策計画による給水対策本部が設置されている場合は、給水対策本部で決定する。

同時に、東京都内（島しょ部を除く。）において震度6弱以上の地震が発生した場合は、東京都内での活動が優先されることから、原則、救援派遣を行わないものとする。

ただし、給水対策本部において被害状況等を確認した上で、救援派遣が可能と決定された場合は、この限りではない。

4 救援態勢の準備

他地域（特に、関東地方など近隣地域）で、大規模な地震が発生した場合は、当局は下表に挙げる震度に応じた救援の準備体制を取るものとする。

種別	震度	準備体制
注意態勢	震度5弱の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る態勢とする。
警戒態勢	震度5強の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災水道事業体の要請に応じて出動できる態勢とする。
非常態勢	震度6弱以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援体制の準備完了後、被災水道事業体の要請に応じて直ちに行動できる態勢とする。

第2章 東京水道災害救援隊の概要

この章では、救援要請のあった場合に、迅速かつ円滑な救援のために構築した、「東京水道災害救援隊-Tokyowater Rescue-」の概要として、当救援隊創設の目的、先遣調整隊の役割、当救援隊の仕組みの根幹である登録制及び当番制等について述べる。

詳細は、「東京水道災害救援隊-Tokyowater Rescue-」派遣マニュアルを参照

1 東京水道災害救援隊の設置目的

災害時等の救援派遣では、救援要請を受けてからいかに早く救援体制を確保するか、また、一定期間確実に救援体制を確保できるか、といった点が重要である。

そのため、いつ、どこで発災しても、当局が被災事業体からの救援要請に基づき、迅速かつ円滑に救援隊を派遣できる体制を構築するため、支援要請に即応できる体制をあらかじめ確保し、かつ発災初期だけでなく現地の被災状況に応じて継続的な派遣も可能とする仕組みとして、「東京水道災害救援隊-Tokyowater Rescue-」を創設している。

2 先遣調整隊

日水協及び 19 大都市相互応援から、以下の役割について派遣要請があった場合は、先遣調整隊を派遣し救援活動を行う。

(1) 役割

ア 日水協相互応援

(ア) 当局が現地調整隊として活動する場合

日水協関東地方支部長又は日水協救援本部より当局が現地調整隊に決定された場合、又は相互救援覚書締結都市の仙台市又は大阪市が大地震等広域災害により被災した場合、迅速に応急体制を確立するために、現地調整隊として、以下の活動を行う。(仙台市で震度 6 強以上の地震が観測された場合には、活動要請を待たずに要員を派遣し、大阪市とは連絡が取れない場合において、日水協等の関係機関と協議の上、自主的に要員を派遣し、現地調整隊として活動を行う。)

なお、現地調整隊は、被災水道事業体において救援活動が開始された場合、水道給水対策本部に吸収され、必要に応じて、幹事応援水道事業体に移行する。

- a 救援要請の内容及び規模等の決定に係る支援
- b 上記の決定に必要な被害状況等の調査に係る支援
- c 被災都府県支部長等との連絡調整の支援
- d 救援受入体制及び救援活動における指揮命令系統の確立に係る支援
- e その他必要な事項

(イ) 当局が被災水道事業体の幹事応援水道事業体に決定された場合

幹事応援水道事業体は、被災水道事業体が選任し、応急給水隊及び応急復旧隊それぞれに設置される。当局が被災水道事業体から幹事応援水道事業体に選任された場合は、被災水道事業体及び他の幹事応援水道事業体の協力の上、下記の調整を行う。

- a 応援水道事業体への指示

- b 給水状況（応急給水隊幹事応援水道事業体）・復旧状況（応急復旧隊幹事応援水道事業体）の把握

- c 水道給水対策本部との連絡調整

（ウ）当局が先遣調査隊としての派遣要請を受けた場合

震度6（強）以上の地震又はその他被害等において、日水協救援本部長が必要と判断した場合は、日水協救援本部は、直ちに被災水道事業体へ先遣調査隊を派遣する。

広域災害等の場合において、日水協救援本部から派遣が困難な場合は、日水協救援本部長は地方支部長に派遣を依頼することができるため、関東地方支部長から当局へ先遣調査隊としての派遣要請を受けて場合、以下の活動を行う。

なお、先遣調査隊は、早期に被災水道事業体の被害状況を把握し、関係者（日水協救援本部、地方支部、都府県支部等）との情報共有を図ることにより、その後の円滑な救援体制の確立に付与することを目的としている。また、現地での活動に当たっては、現地調整隊との連携・調整の上、活動を実施する。

- a 水道施設の被害概況等の収集・把握
- b 被災水道事業体のニーズ等の聞き取り
- c その他必要な事項

イ 19大都市相互応援

（ア）当局が応援幹事都市（注1）に就任した場合

当局が、応援幹事都市に就任した場合は、速やかに被災水道事業体と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、救援派遣の規模等について調整する。

必要に応じて、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と下記の調整を行った上で、被災水道事業体に代って他の大都市へ速やかに救援の要請を伝達する。

加えて、被災した大都市及び関係機関との情報交換及び連絡調整並びに他の救援都市との作業分担の調整に係る業務の総括を行う。

なお、上記業務については、先遣調整隊と当局関係部署が連絡調整を図りつつ行う。

- a 救援要請都市との情報交換及び連絡調整
- b 国、都道府県、日本水道協会、その他関係機関との情報交換及び連絡調整
- c 救援都市の職員及び業者等に対する宿舍の斡旋、その他の便宜の供与
- d 救援都市との作業分担の調整

（注1）横浜市が被災した場合、又は仙台市が被災し応援幹事都市第1順位都市（札幌市）からの応援幹事都市としての就任依頼があった場合、又は岡山市が被災し応援幹事都市第1順位都市（広島市）及び第2順位都市（堺市）から応援幹事都市としての就任依頼があった場合に就任する。

（2）標準体制

派遣先の被害状況や当局の体制により、派遣者は以下の指定した者以外の選定となる場合もある。

ア 隊長

- （ア）現地調整隊及び応急給水に関する幹事応援水道事業体・応援幹事都市・先遣調査隊の場合
・経理部長

(イ) 応急復旧に係る幹事応援水道事業体の場合

- ・技術系の部長級職員から、要請された応急復旧の内容に準じてその都度選任
- なお、地震の規模・被災状況等に応じて、部長級職員を選任せず、副隊長の選任基準に基づき、課長級職員を選任することも可とする。

イ 副隊長

(ア) 現地調整隊及び応急給水に関する幹事応援水道事業体・応援幹事都市・先遣調査隊の場合

- ・水道危機管理専門課長又は水道危機管理専門課長経験者

(イ) 応急復旧に関する幹事応援水道事業体の場合

給水部配水施設工事連絡調整担当課長又は事業所の配水課長からその都度選任

ウ 調整補佐（２名）

- ・水道緊急隊課長代理（工務担当又は企画担当）
- ・総務課危機管理統括担当職員

エ 連絡要員（１名）

総務課危機管理統括担当職員又は水道緊急隊工務担当職員

オ 記録要員（１名）

登録制に基づく本部要員からその都度選任

カ 使用車両

東京都から車両で出動する場合は原則として、水道緊急隊緊急オフロード車（４駆）、水道緊急隊緊急広報車（４駆）又は特別緊急車（４駆）を使用する。

3 応急給水・応急復旧隊

(１) 応急給水隊

ア 役割

被災水道事業体、幹事応援水道事業体及び応援幹事都市の指示に基づき、車両輸送による応急給水を行う。

また、先遣調整隊の役割である被災水道事業体との連絡調整、応援水道事業体への指示等を引き継ぐ。

イ 標準体制

(ア) 現地本部要員

先遣調整隊を派遣しない場合は、現地本部要員を派遣し、被災水道事業体との調整や現地経費の管理及び記録等を行う。

- ・隊長 １名

課長級（事務）または課長代理（ＴｗＲ本部要員（連絡経理要員）登録者等からその都度選任）

- ・副隊長 １名

課長代理（ＴｗＲ本部要員（連絡経理要員）登録者等からその都度選任・必要に応じて派遣）

- ・連絡経理要員 １名

ＴｗＲ本部要員（連絡経理要員）登録者からその都度選任

(イ) 応急給水要員

- ・当番事業所のT w R応急給水登録者から選任 1名
- ・緊急給水車要員（給水車運転要員登録制度登録者からその都度選任）1名
（現地では、応急給水交代要員として活動を兼ねる。）

- ・水道緊急隊職員 1名

緊急給水車1台につき3名×5班の15名

仮設水槽設置隊

被災水道事業体との調整の上、必要に応じて被災水道事業体へ派遣し、持参した仮設水槽の組立等を実施する。（仮設水槽は雇上自動車により運搬）

- ・当番事業所のT w R応急給水登録者から選任 2名

(エ) 使用車両等

緊急給水車^{注1}、組立式仮設水槽^{注2}（給水車等1台当たり3基程度）、組立式仮設水槽等被災地運搬用乗貨車（雇上車を含む。）

（注1）被災状況により不足分については、緊急給水車の代替車（組立式仮設水槽等を積載した乗貨車（雇上車を含む。））による補てんを検討する。

（注2）組立式仮設水槽は、被災水道事業体の応急給水方法を勘案、調整した上で使用する。

(2) 応急復旧隊（調査・管路復旧）

ア 役割

被災水道事業体、幹事応援水道事業体及び応援幹事都市の指示に基づき、小規模管路の漏水調査や応急復旧作業等を行う。

また、先遣調整隊の役割である被災水道事業体との連絡調整、応援水道事業体への指示等を引き継ぐ。

イ 標準体制

(ア) 隊長（課長級・土木）

その都度選任

(イ) 隊長補佐（課長代理級・土木）

1～2名 登録制に基づき、その都度選任

(ウ) 連絡経理要員（事務）

1名 登録制に基づき、その都度選任

(エ) 漏水調査及び復旧監督員（土木及び技能職）

1班6名×4班の24名

当番制・登録制に基づき選任

（上記班には、別途工事業者6名程度が同行予定）

(オ) 使用車両

緊急車両等

(3) 応急復旧隊（施設等）

ア 役割

被災水道事業体、幹事応援水道事業体及び応援幹事都市の指示に基づき、大規模管路（口径400^{mm}以上）や施設、設備、水質に係る調査や応急復旧作業等を行う。

また、先遣調整隊の役割である被災水道事業体との連絡調整、応援水道事業体への指示等を引き継ぐ。

イ 標準体制（主に調査を想定）

（ア）隊長（課長級）

その都度選任

（イ）連絡経理要員（事務）

登録制に基づき、その都度選任

（ウ）隊員（土木・機械・電気・環境検査・技能職）

登録制に基づきその都度選任

（注）復旧については、工事業者を含めて、応援要請内容に応じて体制を構築する。

（４）派遣期間

救援隊の標準的な派遣期間は、現地の被災状況にもよるが、現地の活動期間を１週間（７日間）程度とし、当期間内には、前隊や後隊、被災事業体、他応援事業体等からの引継ぎ期間も含む。

交代時期については、救援活動に支障が生じないように、継続性に留意する。

引継ぎ期間は、現場立合いや書類引継ぎ等のため、半日程度を見込むものとする。

なお、現地の状況（交通事情、業務内容、引継ぎ状況等）により、最大１０日間程度まで延長する場合があるものとする。

４ 「登録制」の概要

（１）登録制の概要

災害時の応援派遣へ応じる意思がある局職員を局内であらかじめ募り、応援派遣時に迅速に派遣予定者の選定を可能とし、当局が派遣する各分野について、応募した局職員を登録する。

なお、応援派遣に係る一定のレベルを確保するため、登録者は派遣時に必要な知識等を得るための研修を受講する。

（２）登録の区分及び主な活動内容

ア 応急給水

住民等への応急給水を行う。

イ 応急復旧（調査・管路復旧）

主に口径４００㎜未満の管路の漏水調査や復旧に係る検討、工事監督等を行う。

ウ 応急復旧（大規模管路）

主に口径４００㎜以上の管路の調査や復旧に係る検討、工事監督等を行う。

エ 応急復旧（施設）

浄水施設等の調査や復旧に係る検討、工事監督等を行う。

オ 応急復旧（設備）

浄水設備等の調査や復旧に係る検討、工事監督等を行う。

カ 水質

浄水処理の再開、給水再開及び飲用再開等に当たっての水質検査及び技術的な助言等を行う。

キ 本部要員（隊長補佐及び連絡経理要員）

（隊長補佐）・・・応急復旧隊の隊長補佐を行う。

（連絡経理要員）・・・本庁等との連絡や、資金類の管理を行う。

（３）各分野の登録における所管部署

登録区分	所管部署
応急給水	サービス推進部管理課 多摩水道改革推進本部調整部管理課
応急復旧（調査・管路復旧）	給水部配水課、給水部給水課、多摩水道改革推進本部調整部技術指導課
応急復旧（大規模管路）	建設部工務課、多摩水道改革推進本部施設部工務課
応急復旧（施設）	浄水部浄水課、建設部工務課、多摩水道改革推進本部調整部技術指導課、施設部工務課
応急復旧（設備）	浄水部設備課、建設部工務課、多摩水道改革推進本部調整部技術指導課、施設部工務課
水質	浄水部浄水課、多摩水道改革推進本部調整部技術指導課
本部要員 （隊長補佐及び連絡経理要員）	総務部総務課

（４）研修受講の義務

登録希望者（新規応募者及び登録更新希望者）が、所定の研修を受講することを登録及び登録更新の条件（原則として、３年ごとの登録更新までに所定の研修受講が必須）とする。

希望者は、登録時及び登録更新時以外でも研修を受講することができる。

なお、研修実施後に応募申込みがあった場合、応募者の登録は受け付け、その後応募者は適時研修を受講するものとする。

（５）その他

派遣者は派遣地の状況に応じて決定されるため、登録することにより、発災時（救援要請時）に直ちに派遣者になるとは限らない。

また、前述の応急給水及び応急復旧（調査・管路復旧）については、別途当番制を実施する。その当番制に基づき、初動時の派遣が実施される際に、登録者はその当番事業所内での人選において優先され、派遣隊の中心的な存在となる。

５ 「当番制」の概要

（１）当番制の概要

発災時（救援要請時）に、迅速に派遣隊の人選が可能となるよう、あらかじめ月ごとに関係する事業所等やその職員を、月単位で決めておく。

当番制の導入は、応急給水及び応急復旧（調査・管路復旧）の２分野である。

なお、この当番制の運用による応援派遣は、初動部隊及び第２次隊までを前提とし、長期の派遣となる場合、第３隊以降の隊員は登録者から適宜選任する。

（２）当番の体制（班数・人数）

ア 応急給水

５班１０名（給水車５台）→水道緊急隊５名＋当番事業所５名

イ 応急復旧（調査・管路復旧）

４班２４名→６名／班（１班当たり、漏水調査４名程度及び工事監督員２名程度の組合せを想定）

（３）当番の対象部署等

ア 応急給水

水道緊急隊は、平時から応急給水の実作業を行い、災害時においても応急給水活動の中心的な役割が求められることから、常時の当番対象となる。

各支所の事務系職場（庶務課・営業所）、サービス推進部及び多摩水道改革推進本部（各給水管理事務所営業課・給水事務所営業担当、調整部・施設部の事務職）を当番主体とする。

その他の事務職員が勤務する職場については、登録者の中から当番者として選定する。

イ 応急復旧（調査・管路復旧）

各支所の配水課・給水課及び多摩水道改革推進本部（各給水管理事務所工務課・施設課・給水事務所・調整部技術指導課）となる。

対象とする職員は、上記部署における土木、技能職員である。

6 工事業者との連携

応急復旧には、工事業者との連携が欠かせない。そのため、下記工事業者4団体と被災地派遣に係る協定及び覚書を締結し、連絡窓口の確認等、連携強化を図っている。

- ・東京都管工事工業協同組合
- ・東京都水道専業者協会
- ・協同組合東京都水道請負工事連絡会
- ・三多摩管工事協同組合

7 中継水道事業体の活用

被災事業体へ長距離の移動が必要な場合及び情報不足により現地入りが困難な場合が想定される際には、車両の待機場所や応援隊員の休憩場所の提供等、救援水道事業体の移動補助を目的とする中継水道事業体を決定する場合がある。

そのため、中継水道事業体の活用が可能な場合は、必要に応じて関係水道事業体と調整の上、使用する。

8 大規模災害発生時における当局施設の中継地としての提供

日本水道協会関東地方支部では、中継施設として提供できる施設をリスト化しており、その運用を「日本水道協会関東地方支部中継水道事業体運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）」により定めている。

当局では、救援隊受入場所（研修・開発センター、浄水場等）を中継施設としており、国内で大規模災害が発生した場合は、運用マニュアルにより、他の水道事業体（救援隊）に中継施設として救援隊受入場所を提供する。

9 後方支援部隊の派遣検討及び実施

被災地の被災状況が甚大であり、本救援隊が災害応援対応に必要な物資の現地における調達に困難な場合には、物資の調達・運搬を行う後方支援部隊の派遣を検討し、必要に応じて実施する。